

そこで、前回の国会修正によって、制度間調整事業については平成四年度中に見直しを行うことが規定されている。これは制度の分立している被用者年金制度について、JRの現役とOBの比率である成熟度の相違を調整するという制度を初めて導入するものであるために、成熟度は大変な、さつき資料を担当者にもらつたのでござりますが、成熟度は国公共済に入った五十九年度は一七・八%、一人で一人ちょっとということだ。ところが、今二三一・七、一人で二・三人強、こういう成熟度になつたという資料を今もらつたのでございますが、それで、三年間の実績を踏まえて見直すべきであるという考え方から設けられたものであります。

その修正の趣旨、見直しに当たって、労使、学識経験者から成る検討の場を設けるべきだと委員会の附帯決議を付した。今回の見直し法案を審議するに当たって、どのように行ったのか、その内容とか結果、特に今の国会にかかるないと四月一日からの見直し法案が制度化されないということから、どきり紛れに昨年の暮れに見直しを始めたというのは、やる気があつたのかどうか、こういう感もないわけではないので、その辺を驚とまず御説明願いたいと思います。

○山口(剛)政府委員 ただいま先生かられる制度制定時の経緯も含めまして御説明がございましたけれども、この制度間調整事業は、公的年金制度一元化の完了までの間の当面の措置として、被用者年金制度間の費用負担の調整措置を講ずるといふことで元年に創設をされまして、平成一年からその事業が開始をされていいるところでござります。先生御指摘がございましたように、法制定時に国会修正がなされまして、平成二年度から四年度までの間、日本鉄道共済組合に対する交付金について上限を設ける特例減額措置が導入されております。それと同時に、この四年度までの間に公的年金制度の一元化を展望しながらその運営状況等を勘案をして見直しをせよ、こういう御要請でござる。

そういうことでござりますので、この三月三十日までの間に御議論をいただきまして、五年、六年と続く期間につきまして、この特例減額措置を続けるという基本的な枠組みをぜひとも維持

ざいました。そしてまた、この見直しに当たりましては、これも御指摘がございましたように、被保険者、事業主、学識経験者から成る検討の場を設けるようにという附帯決議もございましたので、こういう経緯を踏まえまして、政府におきましても、被用者年金制度間調整事業に関する懇談会を設けまして御検討をいただきました。

検討の内容でござりますが、まず制度間調整事業のこれまでの実績、これを踏まえた特例減額措置のあり方、そういう点について御議論をいたしました結果、日本鉄道共済組合に対する特例措置については、これは減額をしつつ継続をするということが適当ではないか、また、この制度間調整事業そのものの基本的な枠組みというものは、当面維持をしていいのではないかといふ御指摘でございました。

この御検討の趣旨に沿いまして、今回お諮りをしております改正案は、二年度から四年度までの間の特例措置でありましたこの特例減額措置を当分の間継続をするという趣旨のものでございました。また、現在の制度が、今申し上げましたように平成二年度から四年度までの措置ということですが、ございましたので、この特例措置はこの三月三十一日で切れるになります。したがいまして、何も手当てをいたしませんと、この国会修正で導入されました特例減額措置が外れまして、本則の規定に戻るということになります。

そういたしますと、国鉄共済組合に対する交付金についての上限がなくなるということでおきますので、国鉄共済組合に対する交付金が相当程度多くなる、歯どめがなくなるということでござりますので、これはまた関係者の合意の上に成り立つていてこの制度の基本にかかる大きな問題が生じてくるのではないかというふうに私どもは考えております。

そういうことでござりますので、この三月三十日までの間に御議論をいただきまして、五年、六年と続く期間につきまして、この特例減額措置を続けるという基本的な枠組みをぜひとも維持

させていただきますようにお願いを申し上げている次第でございます。

○川俣委員 その懇談会というのはいつやつたのですか。

○山口(剛)政府委員 平成四年五月八日の関係閣僚懇談会で設置を決めまして、六月から数回御議論をいただきまして、十一月三十日に先ほど申し上げましたような趣旨の御報告をいただきました。

○山口(剛)政府委員 その懇談会で設置を決めまして、十一月三十日に先ほど申し上げましたような趣旨の御報告をいただきました。

○川俣委員 五月から十一月三十日まで何回ですか。

○山口(剛)政府委員 八回御審議をいただきました。

○川俣委員 これは修正なりそれに基づく附帯決議で、ここにその当時の理事方もおられるのですが、これはなぜ見直しをするか。検討せよといふのは、一元化を目指している当分の間の調整ですから、したがって、一元化ということになると、單にJR年金を対象にするだけじゃないのは当然ですね、哲学が要るわけですから。したがって、むしろあの覚書なり修正の内容に言つて語るところは早急に真剣にやれということだったと思うのですが、平成五年四月一日からのためのちよつとどさくさの検討のよう感じたのだけれども、違いますか。

○山口(剛)政府委員 先ほど申し上げましたように、各界の学識経験者にお集まりをいただきまして、本当に精力的に御議論をいたいたわけですが、先生御指摘がございましたように、国会の修正におきましても、三年間の運用の状況とともに、一元化を展望しながら見直しを行えという御要請でございましたして、この懇談会でもそういう観点から大変な御議論がございました。

ただ、一元化の問題につきましては、いろいろ

からまた、これは関係者が、それぞれ経緯、いきさつ等がござりますので、厚生年金なり共済組合なりそれぞれの保険団体がこの一元化という問題についてどう考えるかという点について、現在必

要請でございましたして、この懇談会でもそういう観点から大変な御議論がございました。

ただ、一元化の問題につきましては、いろいろ

議論をいたしましたが、一生懸命議論をして、それを受けて政府としての基本方針を十二月十五日に決定をいたしまして、それに基づきました結果、日本鉄道共済組合に対する特例措置については、これは減額をしつつ継続をするということが適當ではないか、また、この制度間調整事業そのものの基本的な枠組みといふものには、当面維持をしていいのではないかといふ御指摘でございました。

この御指摘でございました。

○川俣委員 その懇談会としては、一方でそういう作業を進めつつ、今回三年間の運用状況について見直しをしていただきました結果、今の措置で国鉄共済の取扱いをいたしました。

○川俣委員 これは修正なりそれに基づく附帯決議で、ここにその当時の理事方もおられるのですが、これはなぜ見直しをするか。検討せよといふのは、一元化を目指している当分の間の調整ですから、したがって、一元化ということになると、單にJR年金を対象にするだけじゃないのは当然ですね、哲学が要るわけですから。したがって、むしろあの覚書なり修正の内容に言つて語るところは早急に真剣にやれということだったと思うのですが、平成五年四月一日からのためのちよつとどさくさの検討のよう感じたのだけれども、違いますか。

○川俣委員 これは局長、清算事業団の石月理事長さんにもお願いする立場でおいで願つておりますが、この一元化というのは非常に期待しているわけですね。どうもあなたの方のやることは、JR年金そのものだけを当座何とかすればいいんだ大変な考へ方があるのだろうかということを、まあこの問題は後ほど一元化についてはやります。

○川俣委員 これは局長、清算事業団の石月理事長さんにもお願いする立場でおいで願つておりますが、この一元化というのは非常に期待しているわけですね。どうもあなたの方のやることは、JR年金そのものだけを当座何とかすればいいんだ大変な考へ方があるのだろうかということを、まあこの問題は後ほど一元化についてはやります。

問題は、先ほど話をしたように、国鉄というの

は、終戦後日本が丸裸になつて、まず食わなきや

ならぬ。農民はとにかく米をつくれ、それを運ぶ
というわけで、流通機構というか運搬に携わつ
た。昔の名前で言えば満州、台湾、樺太、そういう
ところから引き揚げてきた人を国の方策としてほ
とんど国鉄に入れたわけです。それが四十万前後
になつた。これは国の責任だ。ところが、今にな
なつてこの人方が多過ぎる、三塙運輸大臣のとき
にこれは多過ぎるということで分割・民営化とい
う路線を引いて、こういうものはある程度皆さん
方の犠牲、痛みを分け合つとうような理念で
あつても、國の責任はどこにも見られないな。い
まだにそう思えてしようがない。

て、十カ月で四十四億円の赤字ということは、実質的に黒字基調と見ていいだろう、こういう」とござります。

したかいまして、先ほども抽象的に申し上げましたけれども、日本鉄道共済の財政状況は、この制度間調整事業の実施によりまして、また鉄道共済が自助努力をしていただいているその効果とともに合わせますと、年金の支払いに支障を来すような事態は回避をされた、この制度間調整事業はおむね有効に機能をしていると私どもも理解をいたしております。

そして、今後につきましては……

そこで私は、ちょっと横道にそれるようですが、五十八年三月二十九日、社会保障制度審議会、後は隅谷さんが会長でしたが、当時は大河内一男先生が会長であつた。この先生がこういう答申をしておる。「現行の各種公的年金制度は、将来、収支の著しい不均衡から行き詰まりを来るおそれがあり、それを解決するためには、速やかに総合的な対策を確立することが必要である。その場合には、国民の年金制度への信頼を損なうことがあつてはならない」こういうふうに忠告しております。国民の信頼を失つてはいかぬのだ。国の税金じやないのですから。国民が自分たちの老後の足しにということでため込んだ年金がそれぞれの年金制度です。

○山口(剛)政府委員 今申し上げました前提は、平成二年度から四年度までの三年間、年間平均をしますと日本鉄道共済は三千億円の赤字が生ずるということをございます。この赤字を何とかしなければならないということで、鉄道共済組合自身としても、年金給付のカットでありますとかあるいは被保険者の保険料その他もろの自助努力をすることによって、この三千億円のうち千八百五十億円の効果を上げる、残りの千百五十億円について各制度からの拠出金によって賄いたい、こういうことでこの三年間の制度ができておったわけございます。

見直しをいたしました結果、五年、六年の共済組合の赤字は、給付費等の見直しをいたしますと多少減りまして、三千億が二千八百二十億円にならるであろう。そして鉄道共済組合の自助努力は、この自助努力が前提になつてできている制度でございますので千八百五十億、従来と同じようにならるいたしますと、残りの九百七十億について各制度からの拠出によって賄いたいということでござります。

今回お諮りしておりますこの法案が通りますと、今申し上げました国鉄共済の一千八百二十億

算時再評
でございま

す。価を繰り延べておりますこの財政効果

円の赤字を、千八百五十億円の自助努力と、国舞共済については九百七十億円の交付金を各制度から拠出するという形で、鉄道共済の年金給付の支払いに支障が生じないようにしようとすることをございます。

○川俣委員 そうだろうな、それは。それで、あらまし言つたように、三千億が二千八百二十億の対策額で事足りるということは、百八十億減額が事足りる。ところが、自助努力は千八百五十億でござります。

ります。その効果でござります。

この内容を見ると、年金給付の見直しによる財政効果、二百億が二百七十億、プラス七十億ですよ。保険料率の引き上げによる財政効果、百五十五億が百七十九億。何のことはない、財政効果なんんですけれども、結局言葉で言えば聞こえがいいのですけれども、これは組合員の犠牲でしょう。組合員の犠牲性で

よつてこれだけ対策額が減っている、こういうふうと以外ないでしょ。そういうことでしょ。それでいいのかな。

率の引き上げ、こういうものについて新たな措置
というは特にとっておりません。
申しますれば、年金給付の見直しと申しますのは、
は、当初平成二年度から、退職時に特昇いたしま

した部分について、これを既定年金からも削除する、あるいは支給開始年齢を経過措置を外しますとして一とき六十歳まで引き上げる、さらには平成元年度の財政再計算におきます再評価を五年間繰り延べる、こういった措置でございますが、これはそのまま継続するということで、特にこれにより重いものをするわけではございません。この財政効果が七十億円ほど余分に平成五年度、六年度は見通されると申しますのは、主として財政再構築

アーヴィングの小説

そこで、懇談会でもこういうように言われております。やはり非常によく言つてくれてお

日本鉄道共済組合の自助努力等については、制度間調整事業の実施の前提となつてゐるもの

であり、拠出する側の制度の納得を得る上でも必要であることから、清算事業団(国)、JR各社に係る負担も含め、引き続き相応の措置を行なるべきである。

また、日本鉄道共済組合の給付の見直し、保険料率の大幅な引上げなどの受給者及び組合員に關わる措置については、長期的に維持することは望ましくないことから、再検討される必要がある

このまゝにち、んと書いてある。もしも九十億ありますれば、再検討の財源にしたいと思うのだよ。だから課長、今のようにあなたは血も涙もないような答弁で、何ら変わつてない、こういうようなことを言つておる。

国夫も青年会のエー・ルミ二月八日前の成三月八日
か。ちょっとそれを配つてください。

国鉄が毎年金の五十九年三月以前の裁定者の給付水準についての移り変わりをちよつと話をし
て、私は今なぜこのメモを配るかと云うと、この
メモは一つの実例ですが、国鉄年金以来過去五回
か六回ダウンしているのです。国公共済に入るとき、あるいはストップされたり、あるいはスライ
ドをやめにされたり、国鉄の職員、OBから言わ
せると六回やられているのです。その国鉄共済年
金の五十九年三月以前の裁定者の給付水準につい
て、ちよつと御説明願えますか。

○五味説明員 退職年金の平均月額という資料が
今手元にございますので、それで……(川俣委員
「この資料で」と呼ぶ)

失礼いたしました。ちょっと資料を今持つてまいりました。昭和五十九年三月以前裁判者のこの表でございますけれども、これはいわゆる一〇%スライド停止と言われるものでございます。

年一月十四日

五十年代、鉄道共済、当時の国鉄共済の財政状況が急速に悪化をいたしました。そのままでは年金の支給に支障が出るということが明らかになりましたので、昭和五十八年、国会に法律をお諮りまして、国鉄等の公共企業体職員の共済組合と國家公務員の共済組合、この統合を図るということになりました。その結果、昭和五十九年にこの法

もこのとおりではございませんが、百九十万円、年金額が十万円ほど下がるということになる。この場合、もちろんさかのぼってこれをはがすといふことはいたしませんので、従前額保障という形でこの二百万円の水準は維持をいたしますが、ただし物価スライド等のスライドは停止をするということでございます。

一〇%スライド停止と申しますのは、通常の従前額保障は、この百九十万円、仮定の裁定がええされました水準が物価スライドによつてだんだん右

上がりに上がつてまいりまして、この二百万円の水準に追いついたところでスライドが開始をす る。ですから、百九十万でスタートいたしました。右上がりの矢印そのまま真っすぐ行く、こういうのが普通の従前額保障でございます。

ところが五十九年の三月以前裁定者によります者は、一〇%スライド停止と申しまして、裁定がえをした水準が前額保障に追いつきましても、なおスライドは開始をせずにそのままの水準を維持をする。そして、仮定の水準でござります国家公務員共済による裁定がスライドを続けたとすれば、どれだけのものになつているかということとのその差が一〇%に達したところ、つ

まり、累積のスライドが一〇%になつたところで初めてこのスライドを開始をする、こういう仕組みでございます。

ちょっと手元に正確なデータはないのでございま
すが、この表だけを見ますと要するに国家公務
員より安くする、こういうことのよう思えます
が、そうではございませんで、この当時国家公務

眞共済から毎年三百五十億円という財政支援を受けることになつておつたわけでございます。受け取るについては、算定手法についてこれを統一するのには当然でござりますが、それに加えて国鉄共済の場合には、当時も既に支給を開始されております年金額自体が国家公務員の年金に比べても有利、民間に比べればもちろん非常に有利といいう高い水準にございましたので、こういう高い水準は同じくらいの水準まで調整をしていただいた上で

四

財政支援を行いたい、こういうことから、多少時間はかかりますが、一〇%累積をするまでスライドを停止をして、ある程度ほかの組織と同じよう年金水準まで既裁定者の年金を抑制したところで助け合いをいたしましょう、こういう趣旨で導入をされたものでございます。

なお、この一〇%スライド停止と申しますのは、その後、昭和六十一年から国家公務員共済会にまして、すべて設計が厚生年金と全く同じものにそろえられました。かつ国鉄の共済組合につきましては、いわゆる三階職域部分というものは設計をしないということになりましたので、昭和六十一年度の改正から後に退職をなさる方については適用をされていない。そういうことになつております。

○川俣委員 どうも担当者と目配せしながら、相づち打ちながらの答弁だから、もともと上のそらくだよ。血が通つてないというのはそのことをいうのです。やはり國公共済、もともと大蔵省のものでなかつたから、これは。

それじゃ運輸省か清算事業団、どちらですか。私がこういうふうに変わつてきていますかということを言いますから、そのとおり、違ひがあつたら言つてくれませんか。

まず統合法。公共企業体共済を国家公務員共済に統合するという統合法、これは五十九年四月一日ですか、国鉄共済の年金額の算定方式を国家公務員共済に合わせる、これでダウン。それから二は、国鉄共済年金の円滑な支払いを確保するため、ほかの國家公務員等の共済組合から財政調整事業を実施する。さらに国鉄共済年金の掛け金を引き上げる。一四・五八から一六・九九、これもいわば組合員の出血。四、国鉄共済年金について累積一〇%になるまでスライドを停止する。これは長たらしく課長がしゃべったのだけれども、そういうことなんだ。

さらに申し上げます。この被用者年金制度間調整法、二年にでき上がった調整法、それを今見直しをやつているわけですが、これで二百億程度財

源がカットされた。既裁定年金の削減、既裁定年月より削減する、これでカット。(二番目) 六十歳未満の退職年金支給の新規発生の原則廃止、平成二年四月以降の退職者について、支給開始年齢を五十八歳から六十歳に引き上げるとともに、退職共済年金の繰り上げ支給を原則廃止、これでダウン。報酬比例部分の再評価を繰り延べ、報酬比例部分の再評価の実施を五ヵ年間延期。

五十九年四月一日以来二十何年間にこれだけグウンのあれをされて、私のところに、皆さんにも来たと思うのですが、当然要請書が来た。鉄道退職者の会全国連合会会長村上義光さん、かつての国労の委員長、この人が三ヵ条の要請書を持ってきた。まず今私が読み上げたダウンの経過はお認めですか。どうです。

○下村参考人 そのとおりでございます。

○川俣委員 というようなことで、大蔵省の課長、一切財政効果で変わつていいと言うけれども、今までの分を何とかしてくれという対象者、しかも実際清算事業団が管理しているわけですから、その辺との連絡が全然なつていないから、今のように血が通っていない血も涙もない答弁だ。したがって、これ以上大蔵省とやつたって……。

それでは、予算の総括質問でこの問題は出ただろうかね、一元化という大きな問題があつたのに。どうですか山口さん、衆議院の予算の総括質問で出たのですか。答弁してください。

○山口(剛)政府委員 私の記憶では、串原先生からこの一元化問題と自助努力の問題につきましてJR各社の総合計でいいですけれども、ちょっと若干の御質疑があつたように記憶をしておりま

す。

○川俣委員 それじゃ時間がありませんから、せつかく清算事業団もお見えでございますので、今の收支状況、平成三年度末でもいいのですが、JR各社の総合計でいいですけれども、ちょっとお話し願えませんか。結論だけ簡単に締まとめて

○御質問だと思ひますか、平成三年度合計七社、旅客六社と貨物一社、七社の合計でございますが、営業利益で四兆五千三百七億円、経常利益で三千六十三億円を計上しております。

○川俣委員　そこまでお話ししされるのなら、税引き後の純利益はどのくらいなんですか。

○鶴野説明員　当期利益千五百六十五億円でござります。

○川俣委員　JR各社の御努力で、清算事業団が管理するところの各社の収益が、税引き後、平成三年度末千五百六十五億の純利益。これは何とかならないのですか。自助努力の対象にならないですか。大蔵省にしゃべらしたらまた長くなるから。

○鶴野説明員　JR各社に対しましては、現在でも鉄道共済年金の一方の当事者である、それから、受給者それから組合員の福利に深く関係するということとて、事業主として通常負担すべき共済掛金のほかに、毎年度二百二十億円の特別負担を行つておるところでございます。

JR各社は、発足以来これまで国内の好景気に恵まれまして、また各社の経営努力により順調な業績を上げてまいりましたけれども、現在は国内の景気動向の影響が各社の収入にもあらわれてきておるところでございます。

本州三社につきましては、新幹線買い取り等に伴う債務がまだございます。また、三島会社と称します北海道、九州、四国でございますが、これにつきましては依然として経営基盤が非常に脆弱であるという状況でございます。それから、本州三社の株式につきましては、清算事業団の巨額な長期債務の償還、それから完全民営化の促進の観点から、早期かつ効果的な売却を行うという必要がございます。

したがいまして、JR各社が現在利益を上げているからといって、鉄道共済年金の特別負担をこゝ以上増額すべきであるということにつきましては、会社の成長、配当に対する期待、それから会社そのものに対する信頼の確保といった観点から

の懇談会が生ずる可能性もござりますので、これ以上への負担を求めるることは難しいということについて御理解をいただきたいと思います。

○川俣委員 どうもただ棒読みする。だから血が通つてないというんだ、あなたの方の答弁は。私は秋田弁でも一生懸命に標準語に近くしゃべつている。だからみんなわかつて聞いてくれている。あなたのような江戸っ子が何を言つているかわからぬよ、みんな。そういうことではこの法案の審議をさせる態度じゃないよ。

そこで、今話をしたように千五百六十五億もうかりました。清算事業団の理事長も見えておりますが、そうすると局長、この法案の仕組みといふのは、二百二十億以上は出せない仕組みなのか、出したくとも出せない仕組みなのか。かつての自分が、国鉄の職員の年金の、さつき話した六回か七回のダウンの分を少しでも埋めてやろうということを考えておると思う、気持ちは。だけれども法に縛られて二百二十億以上は出せない、これはこういう法律かね。

○山口(剛)政府委員 先生御承知のことではございませんけれども、この制度間調整事業といいますのも、この懇談会の答申にもござりますように、所要の自助努力を行つて、清算事業団、この制度ではないか。したがつて、清算事業団、これは国も入るわけですから、応分の負担を前提として、支援される側が引き続き可能な限りの自助努力を行つて、関係者の合意できる範囲で費用負担の調整を行う必要があるということで、この自助努力につきましては可能な限りやつてもらいたい。

そうであれば我々も応援をしていこうという要素と、それから、自助努力の対象になつて、先生が御指摘いたしましたような受給者とか被保険者に多大な負担が行つてゐるという点について、は、先ほど先生御指摘ありましたけれども、余り長期にわたつてそういうことは適當ではないといふ懇談会の御指摘はござりますけれども、当面この措置を継続するに当たつては可能な限り自助努力の措置を継続するに当たつては可能な限り自助努力

力をしていたたいて、そして、それを支援する方も理解をした上で、当分の間続けようということでござりますので、そういう観点でこの制度が成り立つておるというところを御理解をいただかなければならぬと思います。

○川俣委員 この程度というところで語感で感ずるのでですが、「一元化のときは何とかなるのかな」と思つたりするのだが、せっかく千五百六十五億純利益が出ていたわけですからね。しかも、その人方は、昔は国鉄三十何万の一緒のかまの飯を食つた人方がある程度犠牲になつておるわけですよ、年金の部分で。

せっかくですから理事長、その辺の気持ちを、もしできればせっかく我々汗を流して働いたんだから、千五百六十五億の中から二百一十億を出したくても出せないというのではなくて、一元化のときでも何か考えてもらいたいものだなという気持ちでもあるんじやないかなと思うのですけれども、いかがでしようか。

○石月参考人 制度間調整事業による援助といふものは、私どもの自助努力を前提として成り立つておるというふうに認識しております。

先生には駆廻に説法でござりますけれども、確かに組合員の保険料の負担も大変でございますし、それから年金受給者の年金額も抑制をされるおるということではござりますけれども、一方で私ども清算事業団も千億の特別負担をやつております、JRも二百二十億の特別負担をやつております。いうことで、おのおの関係者がそれぞれ痛みを分かち合つてやつておるというのが現在の制度だと思います。

確かに、JRは発足後大変好況の風が吹きました、今運輸省の方から御説明がありましたが、相當の利益が出ておりますけれども、私ども、これは民間会社として国鉄を民営化した。この民間会社が健全に育つていくというところで国民もいい交通サービスを受けられるわけでございましょうし、鉄道も二十一世紀に向かって生きていけるわけでござります。

相場されるということは、清算事業団の収入に全部なるわけでございまして、今後の株価の動向にもよりますけれども、土地と並ぶ膨大な私どもの自主財源になるというやうに考えておりますので、その点はJR自体も新幹線の買取りとかその他安全設備の投資とか、相当サービス改善のために一生懸命やつておりますし、また一般の民間企業に比べますと、JRの各社の持っている債務というのは、国鉄改革のときにその七割は私どもが受け持つましたが、依然として非常に大きゆうございます。そういう観點からいたしますと、やはりこの問題は一元化の際に何とか御高配をいただきたい、このように考へておる次第でございます。

ンなりスケジュールなりを明らかにせよといふ
ことが大問題になりまして、先ほど申し上げま
した平成七年の一元化の目途というのは、この五
九年の基礎年金を導入いたしましたときに、今一
階部分は基礎年金ということでやるけれども、一
階部分以降につきましても、平成七年を目標とし
て政府としては努力をしていくという目標を明ら
かにしたところでございまして、議論としてはそ
の辺から大いに議論をされたというふうに記憶を
しております。

○川俣委員 私のところへ昭和五十三年二月六日
の予算の総括の議事録を持ってきてくれた方がいい
らっしゃる。私はそれに対し何となく投げかけ
た際に、時の厚生大臣小沢国務大臣、有名な小沢
辰男ですよ、この人がこういうように予算の総括
で、「二月六日といったらばつぱつこれから予算が
始まる」という段階に川俣が質問した際に、途中か
らですが、

臣 この辺のアイデアと本当に一元化に取り組む
という考え方を閣議で、新大臣で閣議では容易で
はないと思うが、ひとつ大物になつて。
あなたもいろいろと何か絵画に非常に興味を持
たれて、川崎さんという画伯に、かつて橋本大蔵
大臣のときに行つたところの部屋と厚生大臣の部
屋は雲泥の差だ、殺風景だ、ひとつかわいい後輩
のために絵画を描いてやろう。今、総理官邸にある
ようですが、川崎さんのP.R.のために時間を失
つてはいけないのですが。
そういうことを考えると、ひとつ今年金とい
うのは国民が皆年金であるように、しかもこれから
六十歳から六十五歳にしなければならないとい
ふことも言われる段階で、年金を根本的にやつてや
ろうという官庁を一ヵ所に集める、こういうよ
な考え方を持つてゐるのです。私は影の大蔵で貢
えですけれども、あなたは表の大蔵で、やればや
れると思うのですけれども、どうですか。

ねをいたします。
平成六年、来年は財政再計算の時期であります。したがつて、これに伴う制度改正の法案が明けであります。平成七年は、今もお話をありますように、昭和五十九年二月二十四日の閣議決定がございまして、これは「日途」という言葉がついておりますけれども、一元化完了、こういうことになつておるわけであります。
そこで、この二つの制度改革、すなわち財政再計算に伴つ制度改正と一元化に伴う制度改正、二つの制度改正を一本化されて来年の通常国会に法案を提出しようとする厚生省は準備をされているのか、いや、とても一本化は難しい、平成六年と平成七年の二段階に分けて法案は提出しなければならない、こういう状況だというふうになつてているのか、その辺のところをまず最初にお伺いをしたいと思います。

○川俣委員 それでは山口さんどうなんですか。当分の間といふのはいつまでですか。

○山口(剛)政府委員 御承知のように、私どもは、公的年金制度につきましては平成七年を目途に一元化を完了するということを閣議決定をいたしておりますので、現在その目標を目指して鋭意努力しているところでございます。

○川俣委員 閣議決定があるから轉れるといふのじやなくて、一元化というのは厚生省内でいつもころから口にされたのですか。

○山口(剛)政府委員 一元化の問題がいつから議

らですか、
その制度間の格差を問題にしてそれが解決をするまでの間でも、年金業務としての一元化はこれはぜひ図っていくべきじゃないかと思うのです。それぞれのところでやるよりも、やはり年金の業務というものは、いろいろな制度下に移った場合の計算とか、いろいろな問題がござりますものですから、これは現業部門としての業務関係はやはり私どもの方に一元化をして事務量は合理化をしていった方がいいのじやないか、これは国民のためじやないか

れると思うのですけれども、どうですか。
○丹羽国務大臣 尊敬する影の厚生大臣の川俣先生の御提案でございますが、私は現在年金担当大臣でございます。非力でございますけれども、年金の一元化に向かって、特に先ほどから年金局長が御答弁を申し上げておりますように、これから高齢化社会へ向かいまして、長期的、安定的な機能のない体制を確立するためにも年金の一元化は避けて通れない問題でございますので、年金担当大臣いたしまして、この問題につきまして先生の御指導を仰ぎながら一生懸命努力していく決意

いと思います。
○山口(闇)政府委員 御指摘がございましたように、次期財政再計算は平成六年に予定をしておりますが、これに伴つて制度改革もいたしたいといふことで、年金審議会で今御議論をいただいております。私どもいたしましては、遅くともこの秋ごろに年金審議会から御意見をいただきまして、それに基づいて所要の制度改革法案をまとめで、平成六年の通常国会には提出をしたいということを考えております。これは私どももはつきりしたスケジュールとして決意をいたしております。

論されているかということでござりますけれども、私の記憶では、先ほど先生も御指摘がございましたように、今まで公的年金制度が分立をしてゐるという状態の中で、産業構造、就業構造の変化に耐えられなくなっている制度が出てきているということで、日本鉄道共済組合に象徴されるわけですけれども、そればかりではないということでお、五十九年の改正におきまして基礎年金を導入するというような措置を講じたわけです。

そのときに、一体二階の部分、三階の部分といふのは将来どういうことになるのか、そのビジョン

かなり強い決意で小沢厚生大臣がしゃべったのは五十三年の二月六日の議事録です。

そこで、どうだろうか。もう年金というのは各官庁に八種類あるわけですからね。一部は大蔵省に持ってきた、今の話のように。年金省か年金庁、これだけ強く言うのなら年金省はどうだろうか。年金担当大臣は私ですと今の厚生大臣が言つてみたって、文部省から農林省からみんな年金があるわけですから、一元化をやるという先輩の五十三年の発言にさかのぼる厚生省の行政の継続性からいわせると、この辺でどうですか、丹羽大

でございます。
なお、新しい役所をつくるかどうかという問題につきましては、傾聴に値する御意見でござりますけれども、行政改革これあり、十分に今後の検討課題にさせていただきたいと思つております。

○川俣委員 終わります。

○浦野委員長 池端清一君。

○池端委員 私はまず最初に、公的年金制度の改革の今後のスケジュールについてお尋ねをしたいと思います。きのうの一般質問でもいろいろ質疑がされておりましたけれども、確認の意味でお尋

す。
それから、御指摘のございましたもう一つの公的年金一元化に向けての検討の状況でございますが、先ほどの制度間調整懇談会におきましても、平成七年を目途としている割には少し政府の検討がおくれているじゃないか、もつと精力的にやれという御指摘をいただきましたし、また、一元化の問題を統一的に議論をする場がないので、そういう場を設けることもあわせて検討しろという御指摘がございました。私どももその趣旨に沿つて、まず年金審議会で御議論を現在いただいてお

ります。共済組合についてもそういう御議論が進むと思いますが、これにつきましても各審議会、共済組合等の会合におきまして、秋ぐらいまでに一元化問題についてどう考えるかということの検討を終えようじやないかという目標にいたしております。その後で全体的な審議の場をどうするかというような議論をしてまいりたいと思いますが、いずれにしても、そんなことで両方の議論が現在進んでおるところでございます。

一応財政再計算に半う制段改正は平成六年、そ

委員とも長い間議論をしてきたところではございま
す。

今さら私から申し上げることは新造に説法で大麥失礼と存じますけれども、まず御理解をいただきたいのは、公的年金制度というのは、給付水準あるいは保険料率、そして支給開始年齢といふこの三つが絡み合っているものでございます。平成元年当時の推計によりますと、保険料率が現在は一四・五%でございますが、これが三十年後即ち二〇一〇年には三一・五%まで引き上げざるを得ない状況であります。

そこで労働省にお尋ねをいたします。時間の関係がありますので、ごくかいつまんで御答弁を願いたいわけですが、高齢者雇用の実態と今後の見通しはどうなっているか。一つには定年年齢の現状、これがどうか。二つ目には特に多くの労働者が集中しております中小零細企業の実態はどうなっているか。三つ目には六十五歳まで、いわゆる六十歳代前半層の雇用の状況はどうなっているか、この三つの点についてお答えをいただきたいと思います。

実態を見てみますと、非常に働き方が多様化しているという方が現状でございまして、中には短時間労働を希望される方もいるし、フルタイムを希望している方、そこはまちまちになっているわけですが、そのところに立ちまして、私どもとしては、今後高齢化が進展する中で、六十五歳までは働きたい方は働き続けられるといったようなことで対策を推進している、そういう状況でございます。

一応財政再計算に伴う制度改革は平成六年、それから一元化については平成七年目途で取り組んでおりますが、私どもは現在両方とも並行して議論をしていきたい。具体的にそれぞれの法案をどの時点で出すかということにつきましては、その検討の進捗状況も見ながらまた決断をしたいというふうに考えております。

○池端委員 そこで、六十五歳支給開始年齢の見直しの問題についてお尋ねをします。

直しの問題についてお尋ねをします。
丹羽厚生大臣並びに黒木事務次官あるいは山口
年金局長等厚生省高官は、機会あるごとに六十五
歳問題は避けて通れない課題であるということを
発言しているわけであります。きのうもそのよつ
な趣旨の御発言がありました。私は、どうも六十
五歳問題がひとり歩きをしているのではないか、
こういうような感じを持つわけであります。まず
初めに六十五歳ありき、こういうような印象を私
は持つわけであります。

平成元年でございましたか、さきの法律改正の際にも、この問題については、年金財政の将来の見通し、これが一つ、二つ目には高齢者に対する就業の機会の確保等の措置の状況、三つ目には基礎年金の給付水準及びその費用負担のあり方、この三点等を総合的に勘案して見直しを行うことになつた法律修正が行われたわけであります。どうもこういう総合的な勘案なしに六十五歳問題が先行しているように思えてならないのです。が、その点についての御所見を承りたいと思いま

○池端委員 今大臣も言われましたが、最大の問題は高齢者雇用の問題で、定年制の問題と関連するわけであります。

六十歳以上の雇用の状況というお尋ねでござりますが、ここでは私ども継続雇用制度の普及に現在努めておるわけでございます。ここでのところは、高齢者の雇用の状況を見てみると、やはり体力の面あるいは就業ニーズといったようなどころから、必ずしも一様の働き方を希望しているような実態にはございません。したがいまして、

う規模の統計がございますが、これで見ますと現在実施しているのが七二・九%、予定を含めましても八六・八%といふことになりますので、規模の大きい企業よりは六十歳以上の定年制の動きがややおくれている、こういう状況にはなってござります。

まず定年制の状況でございますが、企業におきましては定年制の状況は、平成四年の私どもの雇用管理調査によりますと、三十人以上の企業でございますが、六十歳以上の定年をしいてあるところが七六・六%、今後改定を決定している、ないし予定しているところも含めますと九〇・一%、こういう状況になつてございまして、六十歳以上の定年の割合というのは着実に増加をしている、このように考えられる次第でございます。

二点目のお話の規模別の状況でございますが、規模別に見ますと若干この状況には違いが出ておられます。私ども統計を見てみますと、百人以上の規模をとつてみると、大体予定を含めた企業まで申し上げますと一〇〇%近くはなつておりますが、御指摘の中小企業、三十人から九十九人とい

そこで労働省にお尋ねをいたします。時間の関係がありますので、ごくかいつまんで御答弁を願いたいわけであります。高齢者雇用の実態と今後の見通しはどうなつてあるか。一つには定年年齢の現状、これがどうか。二つ目には特に多くの労働者が集中しております中小零細企業の実態はどうなつてあるか。三つ目には六十五歳まで、いわゆる六十歳代前半層の雇用の状況はどうなつてあるか、この三つの点についてお答えをいただきたいと思います。

○池端委員 今のお答えでもわかりますように、特に中小零細企業については達成率が七二・九%、こういうような数字です。さらに、六十五歳までの雇用については、むしろ六十五歳までの定年延長を望まないところの職種もあるというふうにも伺つておるわけでありまして、六十五歳定年というのは前途遼遠だ、こう思うわけでありま
す。

そこで、時間もありませんので先に進みます
が、昨年の九月十七日、社会保障制度審議会年金
数理部会が報告を出しました。一元化的財政方式
を示したわけです。モデル案を出した。これは、
制度を完全に統合するというA案、民間被用者年
金と公務員年金とに集約するというB案、制度間

ばならない、こういうふうな考え方を持つておるわけでございます。しかし状況は、まだその六十五なんというようなものとはほど遠い、こういう状況でございますから、この支給開始年齢の問題を検討するに当たっては、いわゆる多様な定年の実態に合わせた多様なメニューというものを用意して、柔軟に対応するということが大事ではないか。何か六十五というものを画一的に金科玉条としてやるということについては、私は大きな問題があるよう思います。この点についてはさらに今後のこの年金審議の中でひとつ深めていきたいと思いますが、ともあれ雇用と年金支給というものはリンクしなければならない、これは大きな原則であるということだけは申し上げておきたい、こう思つわけでございます。

調整を恒久化するというC案、この三つのモデルを提示したわけですが、このモデルについて厚生省はどのような評価、どのような考え方を持つているのか、お考えを示していただきたいと思います。

て既に名づけられた言體との競争力をもつ持っているのか、お考えを示していただきたいと思います。

に、社会保障制度審議会の数理部会で三つのモデルの案が示されております。いずれもそれぞれ御提出され、二つは採用されました。

ともは、この一元化の問題を考えるに当たって、基本としますその一つは、産業構造や就業構造の変化に耐えて年金制度全体が長期的に安定していくか、そういう方式かどうかというのがまず一

は、給付と負担の両面にわたってできるだけ公平的な制度になつてゐるか、そういう観点からこの方式についても検討させていただいていますし、また、御指摘いただきましたように審議会等でも議論をいただいておりますので、これから検討課題だと思います。それでは問題点も長所も抱えていると思ひます。

一本化方式ですね。これは制度としては非常にすつきりした制度であると思いますけれども、一

の積立金ですとか業務をみんな新制度へ移行をするということが前提となりますので、今までの経

それから、複数の制度にするというB案もござ
られるかなという点。

務員と民間の制度を分けたらどうかというように見受けられるわけですけれども、この辺について

問題があるうかと思います。
それから、財政調整方式でいくということになりますと、これは制度はそれぞれ分立をしたまま調整をしていくということになりますので、制

問題があるんじゃないのか。
それそれ長所、短所ございますけれども、今度全体の長期的な安定という観点からするととやや問題があるんじゃないのか。
ところそんな感じで受けとめておりまして、いざれにいたしましても、こういうものを参考にさせさせていただいて、十分御議論をいただいて、関係者の合意形成を図つていただきたいというふうに思つております。
○池端委員 A、B、C案それに一長一短ありますけれども、今度全体の長期的な安定という観点からするととやや問題があるんじゃないのか。
これについてお尋ねをしたいと思います。
この沖縄の厚生年金等の格差是正問題については、本院でもしばしば取り上げられたところでありますして、早急な是正を求めてきたところでござります。先般、一月二十五日の本会議において、我が党の山花委員長が代表質問でこの点を取り上げました。宮澤総理は、「いわゆる厚生年金の問題が未解決であります。」これは中略ですが、「なおいろいろ御要望がございまして、関係省庁間で検討会を続けておるところでございます。」
このような答弁がなされたわけであります。もうかなり時間が経過しているわけであります。検討会を続けているといつても、やる気がなければこれは百年河清を待つ、そういうことにも等しいと思うわけであります。現状はどういうふうになつてているのか、問題点はどこにあるのか、そしてまたいつごろまでに結論を出したいと思っているのか、具体的な御答弁をぜひきょうお聞かせをいただきたいと思います。

低いという実態がございます。ただ、この問題につきましては、そういう問題があるということであり、基礎年金を導入した際あるいは平成二年の年金制度の改正のときにも、年金制度の中でとり得るぎりぎりの特例措置を講じるべきだということとで、二回にわたって措置を講じてきているところでございます。しかし、現実に支給されてい年金につきましてはそのような差がある。この差がすべて制度がおくれたことによるものではございませんけれども、差があることは間違いない。この問題について何とかしてもらいたいというう縄県からの御要望、私どももよく承知をいたしております。

がおくれた、本土の厚生年金が今の制度になりましたのが昭和二十九年ですから、二十九年から昭和四十五年までの間、厚生年金制度を遡及適用をさせて、そしてすべて過去の状況を振り起こして、それぞれの企業に就職をしていた、在籍をしていたということであれば、それに応じた年金の手当ををするようになると非常に強い御要請でございま

指設がございました関係の省庁が集まつて検討会を開設けようということで、沖縄県にも入つていた

たいてい、その従事者によって「十分な言ふことをせめて」とおっしゃいました。しかし、これは社会保険方式をとつております年金制度の制度の本来のあり方と

して、過去にさかのぼって適用するとしていることについてはもう基本的な問題があるということと、また実務上ももう既に、二十九年から四十五年ま

もございますので、過去の状態というのはなかなか現時点では把握しきれない、そういう事実上の

それから、年金制度はもともと被保険者、事業主の拠出によって成り立つておるわけでございますけれども、沖縄県の御要望は、その事業主負担割合というものは事実關係が余りはつきりしないから

ら、すべて国庫負担でやつてほしい、こういうふうな御要望があつたわけです。そういうことでありますと、この費用負担といふ面につきましても相当に大きな問題があるということです。これは沖縄県の方々にも入つていただいて検討したわけですけれども、厚生年金制度を一十九年にさかのばつて沖縄に適用をするというような措置を講ずることは困難だ。これは沖縄が復帰をした四十七年のときにも当然そういうことは検討をされたと思いますし、また、事実されたようございますけれども、やはり今申し上げましたような基本問題があつて、過去にさかのばつて適用することは難しいという結論でもあつたというふうに聞いてお ragazzoでございます。

そんなことで、沖縄県の御要望を受け入れると、いうことは難しいという結論がこの検討会で出まして、これは沖縄県に私どもも十分御説明もし沖縄県としてもその検討会の成果というものを十分受けとめて、地元でも御協議をいたやすくということをいたしております。

それで、検討会といたしましても、そういううとでありますから、今までの二十九年にさかのばれという御提案ではもうにちもさつちもいかないから、新たな角度から、どこへ手当てが本当に必要か、また、その現実性も踏まえて御提案をいただけないか、そういうものをベースにしてまたこの検討会で検討をさせていただきたいということです。これは大変難しい問題ですけれども、私も先生御指摘のような経緯もござりますので、十分沖縄県とも協議をしながら、何とかこの問題についての方策が講じられる余地がないのかといふ点については、今一生懸命努力をしておるところでございます。

をしてもらいたい、まさに沖縄県民の声でありますから、総理も検討する、検討中だ、こう言っておるわけであります。大臣としても、この問題について何とか明確な決着をつけたい、解決をしたいというその決意のほどをお聞かせいただきたい。

黒字が出ました原因と申しますと、当初見通しました收支では、国鉄改革で若い方がたくさんおやめになりました。こういう方が繰り上げ減額年金を相当規模御請求になるであろうという見通しがございました。確かにたくさん出てはまいりました。

しかも、現職の皆さん方の保険料率はどうか。これは一九・〇九%、労使折半で、本人負担は九・五四五%ですか。これは厚生年金の七・五%に比較して三割も高い、こういう現状です。だから私どもJRの職場に参りますと、皆さん七

ないというお話をございました、したかいまして、私どももいたしましては、特に今お話をありました再評価の繰り延べというのは、大変過酷な自助努力であるということは十分承知はいたしておりますので、この懇談会の報告書の趣旨も踏まえ

○丹羽国務大臣 沖縄の年金の問題につきもしては、たびたび国会におきましても御議論をいたしておりますし、また、沖縄関係議員からも御陳情を承つておるところでございます。

（絶対費が予想より多少低目であるといふことがございましたのと、先ほどちよつと申しました六十歳定年制で組合員数が実際より多少多い。したがいまして、平成五六年度というごく近い将来に組合員数は、現行の組合員数より一二十%かかるべき

懇談会報にも、この鉄道共済の財政状況
直率な叫びが実はあるわけでござります。

規制の一時代の本音でござるが、お聞かせいたしましておきますので、こういった検討の際にこの見直しを関係者と協議してまいりたい、こう思つております。

私個人といたしましては、やはりできるだけ早い機会に、今後の年金法の改正のスケジュール、こういうものが出てきておるわけでございますけれども、そういう中ににおいて、関係省局とも十分に協議しなければならないけれども、この問題について幾らかでも救済の措置をとることができないかどうか今後検討していくきたい、このように考えております。

額は千八百五十億円ということです。これは率直に申し上げて、OBの皆さん、現役の皆さん、もう大変厳しい状況にある。私はまさに過酷ともいうべき状況にある、こういうふうに実は思うわけでもござります。ぜひそういうような御認識をいただきたい。

確かに、国鉄時代の年金額は厚生年金よりも高かったことは事実であります。これはその勤務の態様が、夜間であるとか屋外であるとかあるいは汚染、重労働、こういった現業公務員と

特に、報酬比例部分の再評価の繰り延べのうち、三・六%、これが繰り延べされているわけではありませんが、これについては解除の措置をせひととさせてもらいたい、こういうふうに私は思うわけですが、これについてはいかがでございましょうか。

がつて退職者が激増する。それによつて今日の上うな成熟度になつていいるわけあります。こういう構造上の問題があるわけでありますので、私は、公的年金として負担と給付の公平化を図るという観点からも、今直ちにとは申しません、しゃれとは申しませんが、来年は次期再計算の時期なんですから、この時期に向けて見直しの検討を行つてもらいたい、こう思います。大藏省もそのような趣旨の御発言があつたと思うのです。

それで、制度間調整事業の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

しての、恩給にその源を発していただからこういう状況になつておつたわけであります。しかし一

○五味説明員　お話をございましたように、この鉄道共済年金の自助努力というのが、制度間調整の考え方であります。

再度大臣から 年金担当大臣としての決意のほどをお伺いをしたい、こう思うのです。

大蔵省、鉄道共済の財政収支は平成六年度まで
は構造的に黒字が発生する可能性が高いという状
況にある、こういう見通しを懇談会報告書でも、
また政府も述べておりますが、この点については
間違いございませんか。

方、掛金も日本一高かったという現実も忘れないでいただきたい、こう思うのです。現在はどうかといいますと、先ほどもいろいろ話ありました。特別の措置はもう一切削減、かつ一〇%のスライド停止の抑制措置、こういうようなことが積み重なつておるわけでありまして、厚生年金と同じ要件に換算すると厚生年金よりも低くなっている。はつきりしているのは、もう新規裁判の分は厚生年金よりも下であります。これはもう数字が明確に物語ついているわけであります。

そこで、御指摘の点でございますが、懇談会おきまして、見直す必要がある。ただ、平成五年度においてはこれが継続することはやむを得ない。事業という、こういう制度間の成熟度調整の前提なっております。また、他の各制度それぞれに行政事情は苦しいわけでございまして、先ほども、話のございました支給開始年齢問題もございいます。そういう中で各制度助け合うということです。さいますので、この自助努力はどうしてもこれを行わざるを得ない。

丹羽国務大臣 国鉄がJRに移管をいたしましたから、大変な経営努力をなさつて赤字も減ってきておるということをございまして、心からこの努力に対しまして敬意を表する次第でございまます。

また、先ほどから先生が御指摘のような自助努力におきまして、保険料の適正化であるとかあるいは年金水準の適正化、さらにJR各社の負担のこういう問題につきましては、私どももその努力に対しまして評価をいたしておりますわけですがございま

すけれども、今回の法律におきまして、御案内のよう、鐵道共済などに対しまして九百七十億円の支援を厚生年金あるいは地方共済年金などからお願いをいたしております。ですかから、JR共済の関係の方々からはそういうような意見を私も十分に承つておるわけでございますが、その一方におきまして、厚年関係の皆さん方からは、なぜこういうことを私どもが強いられるのか、こういうような指摘を受けていることも紛れもない事実でござります。

私どもといたしましては、平成七年の公的年金一元化に向けて、ひとつ各共済も厚生年金も一緒にになって年金の一元化を図るような体制のためにも、なおひとつ自助努力を続けていただきまして、身軽にすつきりした形で、歓迎されて、オールジャパンの要するに公的年金の一元化を図っていきたい、このように御理解をいただきたいと思つております。

○池端委員 私どもは、本日の附帯決議で、次期再計算時期においてこの見直しの検討を行うといった方向でこの委員会の意思を集約したいというふうなことで今考えておりますので、ぜひその委員会の十分な意思を体してこれから大臣も当たつていただきたいということを厚生委員長にぜひお願ひをしたいと思うのであります。

最後に、私は、この厚生委員会に年金問題についてのフリーな討論をする場というものをぜひ設けていただきたい、あるいは年金問題小委員会といふようなものを設置していただきたいということを厚生委員長にぜひお願ひをしたいと思うのであります。

一九八九年、ドイツの国会で年金改革が可決されました。このドイツの年金改革に学ばなければならぬことは、年金改革に当たり政治の争い、政争を持ち込まないという姿勢を政党や労働組合が貫いた。これは非常に大事な点ではないか、私はこう思うのです。したがつて、あの法案は、緑の党を除く全会派一致してあの年金改正が行われた。

やはり政党政派を超えて、国民のこの年金問題に寄せる関心が強いということを踏まえで、我々は立法府の議員として十分この問題について真剣な討論を交わして、でき得れば一致した内容のものをまとめていく、こういう状況をつくっていくことが望ましいのではないか。そして、いたずらに政府提案を待つて、政府提案が出てきたからこれに質疑をする、そういう受け身の姿勢ではなくて、こういう円卓会議で各党の皆さんそれぞれ自身で、年金問題小委員会を設けて、そして各党がそれぞれの年金改正について意見を持つておるわけありますから、それをお互いにぶつけ合つ、そしてよりよい成案を得る、こういうよつた形にしてはどうかという意味でこの提案をいたしますので、委員長においてぜひ後刻お取り計らいをいただきたい、このように要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○丹羽国務大臣 ただいま先輩の森井先生が御指摘になりましたとおり、高齢化社会を迎えまして、いかにして老後ににおいて安心して生活を送らされるかという観点から、公的年金制度の充実というものは大変不可欠な問題でございます。そういう観点に立ちまして、私どもは、まず現役世代と年金世代のバランスや制度間の公平を図るといふことが大事だと考えております。

いずれにいたしましても、こういった考え方方に立ちまして、負担と給付のあり方、さらに平成六年の財政再計算時の問題となつております厚生年金の支給開始の問題等につきまして、率直なる御意見を賜れば幸いだと思っております。

○森井委員 随分御親切な答弁をいただきましてありがとうございます。そこまでの答弁は期待しておりますがございませんでしたけれども、いずれにいたしましても、日本の公的年金制度を守るという立場で制度間調整も行われる必要がある、そういうことを申し上げたかったわけでございます。

そこで、ちょっと気になることがあるのです。それは今回の財政調整の期間であります。これは来年度、平成五年度並びに平成六年度、二年間の暫定措置と理解をしていいのか、お伺いします。

○山口(剛)政府委員 制度間調整事業につきましては、そもそも一元化が完了するまでの間の当面の措置として助け合うということになつております。

それで、一元化がいつ完了するかという点については、法律上ははつきりしておらないわけでございますが、先ほど來申し上げておりますように、政府といたしましては平成七年を一元化の完了の目途といたしておりますので、今回の法案では當面この措置を継続するというお願いをいたしております。法律の本則の一元化が完了するまでの間の当分の期間延長をしていただくということことで、五年、六年というのは、具体的な数字に至りますが、それ以降どうなるかという点につきまし

では、現時点では制度上は白紙でござります。ただ、私どもは、平成七年を目途に一元化を完了するということにいたしておりますので、平成七年に一元化の制度ができて、その一元化の新しく制度が平成七年から発足をするということになれば、五年・六年だけの措置で済む。仮に平成七年を目指しておつても実施の時期については少し延びるということになれば、その間も今回の当面の措置が続く、制度的にはそういうふうに考えております。

○森井委員 制度間調整の懇談会、ここで議論をしたのは前提があるわけでしょうけれども、一応公的年金の一元化は平成七年にできるということであり、二年間の措置ということになったのかもしれません。

これは申し上げるまでもありませんが、先ほど来話がありましたように、J.Rグループの皆さんのお自助努力というのも胸が痛みます。大変劣悪な年金で我慢をしていらっしゃいますし、またお金が出される各グループも大変だと思うので、その認識は私もしております。同時に、出す側もこれは大変なんですね。山口さん、出す側も大変なんですね。だから、いつまでも続くということで話しあわせたら、それはいい返事は返ってきませんよ。今回もとりあえず二年なら各制度とも、支援をする側であります、我慢をしようということになつていて。そうでしよう。これが五年も六年も、まだ先まで続くということになれば、そこまでおつき合いをしようかということになるはずがない。その意味で、やはり今度の法案というのは、二年間の暫定措置だ、こういうふうに思うわけであります。

切った、こういうことになつて今日に至つておる
わけであります。したがつて、トータルで五年と
いえは来年と再来年、これも当初から話し合われ
てきたことですから、私どももやむを得ないとい

う感じを持っております。
ところが、法案では、今度は変わりまして、この財政調整というのは、「当分の間」といふに全部文言が変わっております。今まで、くどいようでありますけれども、平成二年から平成四年度まで、この三カ年間ということで国会の修正もあって法律ができる。それが今度は「当分の間」ということになりますと、今申し上げましたように、各制度間で話し合われ、そしてそれぞれの、例えば懇談会等で議論をされたことはあと二年ならないじゃないかということなので、「当分

くも答弁をしたように、これは後で聞きますけれども、公的年金の一元化ができなければ、極端に言えばあと五年でも十年でも十五年でもできるといふ法律になつておるわけです。再度明確な御答弁をいただきたい。

○山口(麗)政府委員 懇談会におきましても、先生御指摘のとおり、当面、五年、六年というは継続をしていくべきだという御議論がございます。ただ、懇談会におきましても、この措置とい

うのは、自助努力を前提としながら費用負担の調整を金額面で限定をしていく、今回の延長をお願いをしている。そういう趣旨の制度であるから、もしこの特例措置がなければ、金額面で限定をすると国鉄共済に対する支援の額がふえるということになるわけですね。そういう制度になつていては、一元化が完了するまではこの措置を維持するというのが適当ではないかという御議論がございました。

そして私どもも、ただそう言いましても、私も先ほど来申し上げておりますように平成七年に向けて一元化完了を目指にして努力をしていくので、そこは精いっぱいやってもらつて、当面この二年間でこの措置が終わればそれが望ましいと

いうことで、懇談会としても、先ほど触れましたけれども、平成七年を目標にしているということになると、もつと政府はこの一元化の問題を一生懸命やれというような御示唆も改めていただきたいと思います。そこで、私どもは五年、六年こういう措置をとる、七年に入れば一元化的方向が出るということであれば、もう一度懇談会を開くとか、あるいはもう一度各制度間に説明をして了解を得るとか、最低そぞだけの信義上の手続というのは要るんでしょうね。

○森井委員 勉強も代理退席、委員長着席) 私の一存ではつきり申し上げることはできませんけれども、私自身は先生の御指摘はもつともだと思いますし、私どもも仮にそういうことがあれば、単純に延びていくということはあります。○森井委員 そこで問題は、平成七年に一元化ができるかどうか。私は率直に申し上げまして、今まで自分のさきやかな経験ですけれども、七年間に一元化ができる、直ちにこの制度間調整が終わるとはとても思えない。

昭和五十九年の公的年金制度の改革についての閣議決定でありますが、どうも平成七年を目指して、あの当時ですから昭和七十年ということになります。そして、今気がついてみれば、早く閣議で決定したけれども、政府の作業というのは遅々として進んでいくなくて、ようやく今日を迎えて年金審議会等で議論が始まつたという段階で、残りはもうあと一年しかない。本当にできるんですか。大臣、決意をちょっと聞いておきたいんですけど、今申し上げましたような事情で平成七年以後に一元化がずれ込みますと、これは各制度間に信義の問題にも発展しますので、本当に七年にできるのか。どうですか。あなたのきのうの提案

理由の説明の中でも、平成七年やりますというふうにはなつておりますけれども、その点だけお答えください。

○丹羽国務大臣 私ども、平成六年に財政再計算を行い、そのときに厚生年金の支給開始問題について国民の皆さん方の御理解を得て、そして平成七年には公的年金の一元化を図る、これはスケジュールでございます。この線に向かつて鋭意努力をしていく決意でございます。

○森井委員 一元化に向けての議論というのは、先ほど池端委員からも説明がありましたように制度審の第三次の数理部会で三つの案が出た。これが一つ。それからもう一つは、昭和六十三年の年金審議会で出た結論らしきもの、この二つしかないんですね。

年金審議会の方は、被用者年金各制度にそれを
れ歴史や沿革があるので、各制度を存置をしたま
ま、残したままミニマムの共通の新しい単一の制度
度をつくつたらどうか。これは同一の報酬比例給
付、同一の保険料、つまり同じ保険料と同じ給
付、二階部分についてまとめたたらどうか、こうい
うことですね。これは年金審議会ということはな
なっていますが、当然のことだと思いますが、恐
らく厚生省がたたき台を出して最後はまとめたん
じやないかという感じがします。ただし、これは
厚生省の責任ではありません。あくまでも年金審
議会の責任ではありますけれども、当然答申され
ていますから、厚生省はそれはひとつ踏まるるだ
ろうというふうに考えておりますが、これも一つ
の方法ですね。

それからもう一つは、先ほど話があつた制度審
議会の三つの考え方です。私は、先ほど披露があつた
中で一番いいのは、何もかも合わせた統合一本化
がやはり制度審の答申の中で一番優勝に値する。
また、そうなければ日本の年金制度というのはば
らばらになってしまってことがあるのです
から、統合一本化の努力をすべきだ。私の意見と
あります。ですが、そうでなければ今の制度間調整みた
いなものでお互いに補い合うしかないのかな、こ

の二点だと思うのですよ。あとは複数の制度をつくる云々というのが入っていますけれども、これはもういただけない。

統合一本化は非常に難しいという意見がありま

す。これは私も先ほど申し上げましたように、制度の沿革も違つ、持つてゐる財産も違うのですから、一本にしろというのは相当私は難しい問題だと思います。しかし、これを放棄をしたら日本の公的年金はもう世界の笑い者になる、私はそういうふうに考えております。極端な議論ですが、やろうと思えばできるんですよ。だから、今の制度は今の制度でそのまま残しておいて、これから新たに会社あるいは役所に採用される人から適用すれば、ものの四十年もあれば一本化するのですか

年金制度の大改革というのは三年や五年じゃきれない、当然のことですけれども。その意味からいえば、今申し上げましたように三十年か四十年から、新規加入者からでも進めていった方がいいのではないか、私はそういう感じがするわけですが、いかがですか、山口局長。

○山口(剛)政府委員 御指摘をいただきましたように、私どもも一元化のを目指すもの、理念といふのは、産業構造や就業構造の変化にも耐え得る長期的に安定した制度にする、そのためにはより安定した保険集団が望ましい、それからまた給付と負担の両面にわたってできるだけ公平なものにしていく、それから国民の皆さんへのサービスあるいは業務の効率化ということを目指す、これが一元化の理念もあるし、必要性もあると考えております。

その観点からいたしますと、先生に御指摘をいたしました統合一本化案というのは、今申し上げましたような一元化の理念に最も合致する、また国民の皆さんにとってもわかりやすい制度だ、私自身もそういうふうに考えております。

ただ、これを具体的に現実化していくに当たりましては、先生から経過措置について御示唆をい

ただきましたけれども、そういうことも含めまして、今までの過去のそれぞれの運営の結果として積立金というようなものが各制度に生じておる。それから、それぞれの制度がそれぞれの保険集團にふさわしい業務あるいは施設等をやっておる経緯がござりますので、そういう面を含めて、経過措置の問題ももつともございますが、関係者の合意形成を得るということにつきましては三案それぞれ問題があろうかと思ひますけれども、この合意形成を図るのが一番難しいのもまたこの統合一本化法であろうと思います。

そういうことも念頭に置きまして、また先生の御指摘をいただきました点も念頭に置きつつ、十分検討させていただきたいと思います。

○森井委員 厚生省は、その年に大法案を抱えたような場合には、少々人事異動を延ばしてもその人をずっとそこへつけておく、そのかわりに、偉くなるのを妨げちゃいけませんから、そこからずっと次官になるというふうなコースがあつたのですよ。今答弁をしてくれました山口局長、それから故人になられました山口局長などはその典型的な例じゃないかと思うのです。

あなたは統合一本化は望ましいが、各制度間の了解を得ること、その他大変な問題があるという御指摘がありました。

しかし、申し上げておきますが、あなたが在中かどうかわかりませんが、ずっとこれは追求し続けませんと、大臣本当に、例えば年金問題なんかで閣僚懇談会なんかできるでしょう。ところで、一年たつたらまたおかわりになる。そう言ってはまことに失礼ですけれども、余りお詳しくない方が当然閣僚懇談会の中にお入りになるわけで、すから、問題があるので、統かない。年金といふのは、先ほど言いましたように三十年も四年も先を見越してのものなんですから。その点、私は気になるところであります。

それから厚生省の方も、局長その他の人事は、これはせいぜい二、三年ですよ。それまで、そういう言つてはおかしいですが、素人が年金局長なら

年金局長になる。継続性がない。だから置けといふわけじゃないですよ、山口さんも偉くなつてもらわなければいけませんから。ちゃんと引き継いでいく者をつくつておかなければ、将来の年金行政は私はいいものができないと思うわけでござります。これは答弁は要りませんから、そのことだけちょっと申し上げておきたいと思います。

そこで、私が統合一本化と言うと、皆さん理想じやないかという顔をしておられましたから、じゃ具体的にどうするか。もつそれは厚生省もある程度イズムを出して、一元化については平成七年からこういうふうに持つていこうという腹案はないのですか。あえて言えば、年金審議会は、これは厚生省厚生大臣の機関でしょう。法律に基づく機関ですから、年金審議会が出したいわゆる二階部分の統合案、給付も同じ、保険料も同じ、そしてその勘定は社会保険庁がちゃんと持つといふ形になるのかなという感じもするわけであります、この点についてどうですか。

○山口(剛)政府委員 一元化の問題につきましては、先ほども御報告をさせていただきましたように、当面検討を急げ、それで年金審議会におきましても、ほかの問題と同様にこれは大変重要な問題なので、大きな項目として議論をしていきたいということで項目に挙がっております。

それで、秋までには年金審議会としての意見をまとめようという段取りでございますし、各共済組合におきましても秋を目標にそれぞれ検討をして、年金審議会の中では、過去の点につきましては、この年金審議会の中で、過去に御提言もありますけれども、それも含めて大いに議論をしようということでございますので、御議論をいただきまして、私どももできれば年金審議会としてこの一元化問題についての見解を秋までにまとめていただきたいということで、それを目標にして側面から努力をしてまいりたいと思つております。

○森井委員 私も中身を知らないわけじゃないものですからね。どういう結論が出るにしても、何

があつてもこれは大変だな。二階部分の統合だけでも相当問題がある、これはもう積立金が違うのですから。

それから、共済年金は、昭和六十一年からはちゃんと職域年金部分というのができましたよね。それは昭和六十一年以前の既裁定年金の方はわからないわけでしょう。だから、どこまでが報酬比例部分でどこまでが職域年金部分かというのをつくるのができましたよ。だから、どこまでが報酬比例部分でどこまでが職域年金部分かといふのは、昭和六十一年以前の既裁定年金の方はわからないわけでしょう。だから、いわゆる厚生年金相当分、報酬比例部分を統合して同一保険料と同一給付ということにしても、これだけでも私は分けるのは不可能だと思うのですよ。だから、一定の乗率でも掛けるというようないかげんなことをすれば別でけれども、これは迷惑な話で、あくまでも職域年金部分といふのは、共済組合については厚生年金部分の二〇%増しといふのは六十一年以降ですからね。これも大変なことなんだ。つまり、後手後手でいくものだから、結局後からつじつまを合わせようとしてもなかなか難しい、こういう状況があることを申し上げておきます。これはもう答弁も難しいと思うから、要りません。

そこで、厚生省ができることもあるのですね。例えば年金の現業業務の問題です。基礎年金については、これは全国民加入で、被用者もそれから国民年金の自営業者等も一本ですから、ここだけはくつてもう年金番号があるのですか。

○佐藤(隆)政府委員 年金制度の運営に当たりましては、現在、制度ごとに番号をつけておりますので、基礎年金に一本の番号があるというわけではございません。

○森井委員 私、心配するのは、万一と申し上げてはちょっと語弊があるのですが、平成七年から年金の一元化ができると仮定をした場合に、とりあえず直ちに社会保険庁は御活躍をいただかなきやならぬことになるわけであります。これは準備をすれば今からでもできるのです。方針が決まりぬから難しさはわかりますよ。しかし、共済グ

は、当然全 국민に通じる年金番号というようなものを作つくるのですか。

それから、時間がありませんからついでに、御苦労願つておる年金業務の場合どういう課題があるのか、これからそれをどういうふうに改善をしないこうとするのか、お伺いをいたします。

○佐藤(隆)政府委員 御指摘の年金番号でござりますが、先ほど申し上げましたように、制度ごとに加入者に年金番号をつけて膨大な記録管理を行つておりますので、各制度を通じた記録管理は行われてないといったような問題もござります。また、のために年金相談あるいは年金裁定といふものも時間を要するといったような問題もござりますので、制度運営の適正化ということと、特に加入者に年金番号を設定し、この基に私ども考えておりますのは、加入者のサービスの向上ということがございます。

そのため、年金現業業務の一元化の要素でござります年金番号の一本化を図ることといたしまして、全制度共通の基礎年金番号を設定し、この基礎年金番号をキーとしたしまして各制度間で情報交換を行える体制を整備する必要がある、このように考えておりまして、現在その検討を進めています。

それから、御指摘のどういう課題があるかといふことになりますと、現業業務の面で申しますと、ただいま申し上げましたように、やはり何と申しましても加入者に対するサービスの向上といふことでございまして、そのためにはこの年金番号の一本化というのが大きな軸になるのではないかと考へております。

○森井委員 やはり全国民に通用する年金番号とその場合に、単に年金だけに使うというのも、これはもつたないです。所得の捕捉その他納税にも使えるのではないか。これは大蔵省が使うのか使わないのか知りませんけれども、それもあ

ります。今一例を挙げましたけれども、他の納税番号等に使わせろと言つたらどうしたことになりませんか。その辺聞かせてください。

○佐藤(陸)政府委員 ただいま申し上げましたように、私どもといたしましては、受給者に対するサービスあるいは国民年金の適用を的確に進めます。このよなことで年金番号の一本化、つまり、年金制度の適正な運営の観点からこの年金番号の一本化が必要と考えているわけでございま

す。御指摘の納税者番号の問題でございますが、これにつきましては、政府税調におきまして、年金番号を使う方式あるいは住民基本台帳を使う方式というものを中心に、幅広い観点からの検討が行なわれているわけでございます。

一本化された年金番号を納税者番号として利用するかどうかでございますが、これは政府税調なりそちらの検討の場で一定の方針が定められるものと考えておりますので、その方針決定を持ちます。

○森井委員 年金の一元化についてはこれぐらいにいたしました。

清算事業団の皆さん、きょうはどうも御苦労さまでございました。やぶら棒で恐縮でございまが、大きな仕事として株の売却、それから旧国鉄がお持ちの土地の売却等々大切な仕事が残つていらつしやるわけですから、株はいつごろ売却を始められますか。

○石月参考人 私どもの債務償還財源の大きなものは、土地と株が一番大きゅうございます。株式につきましてはできるだけ早く売却をして、私どもの債務については毎年一兆五千億近い金利負担がふえてまいりますので、できるだけ早く大量に元本を償還して債務を返済したい。その意味で、できるだけ早く株を売却したいと考えておりますが、御案内のように経済情勢の急変で、株式市況は非常に混迷をしているわけでございます。実は、昨年度も売却予定で、JR東の株二百万

株の売却を予定して予算に計上いたしておりましたが、昨年の株式市況等をにらみまして、昨年夏の総合経済対策の中で、平成四年度は見合わせるということになっております。私どもといたしましては、平成五年度に入りまして、市況状況その

他もよくにらみまして、できるだけ早期に売却に踏み切りたいというぐあいに考へている次第でござります。

○森井委員 土地はどうですか。

○石月参考人 土地の売却状況でござりますけれども、御案内のように、現在は未曾有の不動産不況でございまして、現在におきましてもまだやはり地価の下落どまり感が出でこないというようなことがございまして、土地の売却につきましても大変苦労をいたしております。

先生御存じのよう、事業団が発足いたしましたときはちょうど土地の高騰が始まりましたときでございまして、私どもの持っております土地は国有財産に準ずる公共的な資産であるということになりました。しかし、競争入札をやるとほかの地価を引き上げるおそれがあるというので、その原則的な土地処分手段である競争入札がほぼ凍結状態になりました。そのため私どもの現在の土地を買つていただく、売ります大宗というのは、やはり地方公共団体が公用に使う土地ということになっております。そういう意味で、地方公共団体の方に買つていただくようには政府部内を挙げていろいろな措置をとつていただきておりますけれども、いずれにしろ地方公共団体の方も利用計画を決めるのに時間がかかるとか、さらには土地がまだ下げ傾向にあるとか、いろいろな事情がございまして、目下のところなかなか予算で計上し難い追加費用だけでお出しのようでございます。

○森井委員 私が聞きにくいことを聞きましたのも、今度の制度調整で事業団は毎年一千億のお金を出していらっしゃる。それだけでもないわけでしょう。例えば追加費用というものがありますね。もう時間の関係で私から申し上げますが、お聞きをいたしましたら、年間三千五百一十億円くらい追加費用だけでお出しのようでございます。これはもう大変な金額ですね。しかも、先ほどもお聞きしましたように、清算事業団といふのはいつも解散をされるときが来る。一体この負担をどうするのかということがお伺いしたかったわけでございます。

○森井委員 大変御苦労も多いことと思います。

そうすると、これもまたとにかく話でございますが、清算事業団といふのはいつごろまで存続される見通しですか。これはむしろ運輸省の方がいいかな、ゆっくりはつきり答えてください。

○鶴野説明員 お答えいたします。

清算事業団の業務は、基本的には国鉄の権利義務の清算でございます。したがって、積極的にその拡大が図られるという性格の業務ではありませんのでござります。しかしながら、再就職促進業務につきましては既に終了いたしましたけれども、債務の償還でござりますとか、今先生がおっしゃいました土地等の資産の処分、その他権利義務の処理などにつきましては、それ相違の期間を要する業務でございます。現時点での期間を確定することはなかなか困難でございます。

なお、今事業団の理事長の方からもお話をありましたように土地処分を行つておりますが、これにつきましては、閣議決定で平成九年度までに実質的な処分を終了するということがございました。しかし、競争入札をやるとほかの地価を引き上げるおそれがあるというので、その原則的な土地処分手段である競争入札がほぼ凍結状態になりました。そのため私どもの現在の土地を買つていただく、売ります大宗というのは、やはり地方公共団体が公用に使う土地ということになつております。そういう意味で、地方公共団体の方に買つていただくようには政府部内を挙げていろいろな措置をとつていただきておりますけれども、いずれにしろ地方公共団体の方も利用計画を決めるのに時間がかかるとか、さらには土地がまだ下げ傾向にあるとか、いろいろな事情がございまして、目下のところなかなか予算で計上し難い追加費用だけでお出しのようでございます。

○森井委員 清算事業団が業務を実施するために必要な資金と申しますのは、先ほどお話をありますような土地の処分あるいは株の処分、こうしたことから捻出をされてしまいます。が、こういった自己資金で最終的に対応し切れないという場合には、この部分につきましては国において処理すべき債務の増加という形になるということでございます。

○森井委員 はつきりしたからそれでいいんですが、先ほど来お聞きのように、年金の一元化といふ場合に、失礼だけれども、今きゅうきゅうして解散をされるときが来る。一体この負担をどうするのかということがお伺いしたかったわけでございます。

これは大蔵省、そうなった場合、国がちゃんと事業団にかわって必要な経費を払いますね。

○五味説明員 今の追加費用の話でございます。

が、この追加費用につきましては、清算事業団の業務でございます長期債務の返済、この業務その一部をなしておきます。したがいまして、この業務がいつの時点で終了するかはともかく、これは清算事業団の業務として全うしていただきます。

ちなみに、この追加費用と申しますのも、御承知と存じますが、その資格を持つた方は徐々に減つてきておりますし、資格対象期間も小さくなつてきています。これも先ほど鶴野課長から御答弁があつた清算事業団の業務と同様でございまして、いつの日かなくなるものでございます。

いずれにいたしましても、これは清算事業団の長期債務の返済という業務の一部でござりますので、この実行には遺漏のないようにしていただきたいというふうに考えておるところでござります。

ちなみに、この追加費用と申しますのも、御承認と存じますが、その資格を持つた方は徐々に減つてきておりまして、資格対象期間も小さくなつてきています。これも先ほど鶴野課長から御答弁があつた清算事業団の業務と同様でございまして、いつの日かなくなるものでございます。

いずれにいたしましても、これは清算事業団の長期債務の返済という業務の一部でござりますので、この実行には遺漏のないようにしていただきたいというふうに考えておるところでござります。

必要のあるものでございます。

ちなみに、この追加費用と申しますのも、御承認と存じますが、その資格を持つた方は徐々に減つてきておりまして、資格対象期間も小さくなつてきています。これも先ほど鶴野課長から御答弁があつた清算事業団の業務と同様でございまして、いつの日かなくなるものでございます。

これは清算事業団の業務として全うしていただ

く必要あるものでございます。

ちなみに、この追加費用と申しますのも、御承認と存じますが、その資格を持つた方は徐々に減つてきておりまして、資格対象期間も小さくなつてきています。これも先ほど鶴野課長から御答弁があつた清算事業団の業務と同様でございまして、いつの日かなくなるものでございます。

いずれにいたしましても、これは清算事業団の長期債務の返済という業務の一部でござりますので、この実行には遺漏のないようにしていただきたいというふうに考えておるところでござります。

これは清算事業団が業務を実施するために必要な資金と申しますのは、先ほどお話をありますような土地の処分あるいは株の処分、こうしたことから捻出をされてしまいます。が、こういった自己資金で最終的に対応し切れないという場合には、この部分につきましては国において処理すべき債務の増加という形になるということでございます。

○森井委員 清算事業団は業務を実施するために必要な資金と申しますのは、先ほどお話をありますような土地の処分あるいは株の処分、こうしたことから捻出をされてしまいます。が、こういった自己資金で最終的に対応し切れないという場合には、この部分につきましては国において処理すべき債務の増加という形になるということでございます。

○森井委員 はつきりしたからそれでいいんですが、先ほど来お聞きのように、年金の一元化といふ場合に、失礼だけれども、今きゅうきゅうして解散をされるときが来る。一体この負担をどうするのかということがお伺いしたかったわけでございます。

これは大蔵省、そうなった場合、国がちゃんと事業団にかわって必要な経費を払いますね。

○五味説明員 今の追加費用の話でございます。

ら。だから、使える金はほとんどないのですよ。
何か財産を持つていかなければ、統合統合といつ
てもそう簡単にはいきませんよ。

それから、それ以外でも、とりえず「一二一年
間だけれども、毎年一千億清算事業団が出されま
すが、この程度の規模の金は、それこそ当分の
間、統合の場合には用意をして、覚悟していかな
ければ、年金の一元化といつてもそういう軽々にい可
ない。だから、満額とは言わないけれども、今申

それでやつてみたら、結果として平成二年、平成三年の二年間で百九十八億円の黒字ということでありまして、まことに結構なことだと思います。理由についても先ほどもお伺いをしたわけでありまして、それは理解できるわけでありますが、ちょっと念のために平成四年度の見通しはどうでしょう。

○五味説明員 平成四年度につきましては、現行の制度調整事業と自助努力の枠組みが引き続き維持をされておりますので、現在の見通しでは、恐らく平成三年度とそつ違わない程度の相応の黒字が出るのではないかというふうに思つております。

それから追加費用というのは、私もあなたと同じように、これは随分年月がたって、これは恩給とか旧共済に充てるものですから、恩給それから旧共済のときの支払いですから、言葉は悪いですけれども、だんだん人数が減っていくから金額は減るのかなと思つたら、減っていないのですよ、これは、大蔵省、わかっていますか、速記録に残すのだから答弁してください。

らつしやいますが、平成三年度は取り崩しがない。したがって、自助努力の中で百億円がそのまま出されずに、結果として減額をされておる。

ですからねと公経済負担分についても主に運賃収入で出さしておつたんですよ。それは理屈からいへば、国鉄というのは税金を払ってない。NTTも税金を払っていないという理屈があるのかもしれません。しかし、国家公務員はもちらんですが、いわゆる公社公団の皆さん、事業団もありますけれども、そういういたところの公経済負担分といふのはちゃんと国が見ている。だから、大きな原因ではないかもしませんけれども、やはり国鉄なりあるいは日本鉄道共済のやりくりの難しさというのは、その辺にも私はあつたと思うのですよ。これは答弁要りません。指摘だけしておきたいと思う。

支拂をする側は千百五十億
ろえて出してきておるのであります。支援される側が財政にゆとりがあったといって、取り決めをした積立金の取り崩し百億円を勝手に減額するというのはいかがなものか。ある意味で背信行為ではないか。この点についての所感をお伺いしたいのと、こういう場合は取り崩しをしないでもよろしいと命令ができる役所というのはどこですか。大蔵省ですか、運輸省ですか、官房の内政審議室ですか。だれかが命令しなければ取り崩しをしなくて済むはずはないのですから、経過について明らかにしてください。

いずれにいたしましても、これは全体の見通しとの関係でございますので、これを崩すか崩さないかということは、だれかに命令をするしないといふことは、決まりでありますので、この点については御理解をいただきたいと思いますし、この部分が何がごまかしてしまおうという趣旨は全くございません。

赤字が生じると、いざとなれば合併して立派な大企業になるかもしれません。そういうことでございまして、百億円と申しますのも、毎年決まって百億円を崩すという趣旨というよりも、およそ御支援をいただく期間全体にわたって大きな赤字が生ずれば、それに伴つて大きく積立金を取り崩しますし、もし見込みが違いまして逆に赤字が出ないということであれば、その部分は後にとつておくという、こういう仕組みであつた、といふふうに理解しております。

いということになります。
この件につきましては、そもそもこの積立金の取り崩しと申しますのは、最大限の自助努力を要するということで、もし最大限の自助努力をして、制度間調整でも最大限の御協力をいただいてもなおお手元に残る形でござる場合は、これぞ

予定をいたしました平成二年度並びに三年度につきましては、おっしゃるよう、二年度は四十四億の赤字、三年度については黒字が生じているということで、この積立金の取り崩しは、初年度については四十四億、二年目については行つていな

大蔵省からお答えいたします。
今おっしゃられたとおりで
ゆる退職年金を受給している
合の成熟度は、おっしゃった
ております。

成員が何をやるかは任せ
て、平成四年でもいいし、平
成三年の資本でいい。できる
のはずだ。平成三年の資本
といふんで言いましたら、今
持つてまいりました。かなり
例えば鉄道共済は平成三年の
三・八でした。今度平成四年
になつていいのです。五ボイ
います。これは厚生省、間違
〇五味説明員 私どもの担当

たもう百億減らしてくれとおっしゃったに違いないんだ。だからこの点は申し上げておきます。これは厚生省にも関係がありますが、鉄道共済の成熟度が、成熟度は高ければいい、高くなければ悪いという意味じやありませんけれども、ちょっと減つておるのですよね。厚生省にきのうやかましく言いまして、国会の審議をするのに平成二年の資料を持つてくるやつがおるかと、私がそう言つたんですよ。今コンピューターの時代でしょ。戻る事は可いが、平成二年変じや

た場合には責任を持つて鉄道共済の積立金の取り崩しで対応するという考えには変わりはございませんし、御支援を五年間いただいて、結果的に少しある積立金取り崩しの分は得をしたではないかといふお話をございますれば、平成七年を目指とされておりますが、公的年金一元化の際に、この取り扱いについてきちんと関係者の皆さんと御相談をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○森井委員 もうこれ以上言いませんが、どんなに言いわけをしても、各制度間が了解をして十八年百五十億の自助努力と決めたんだから、それが取られ崩しをしなくていいなら、各制度の皆さんには

○五味説明員 私どもの担当でございますので、
大蔵省からお答えいたします。
今おっしゃられたとおりでございまして、いわ
ゆる退職年金を受給している方の人数をとつた場
合の成熟度は、おっしゃったとおりの数字になつ
ております。

います。

そこで、いろいろ聞きにくいことを聞いたのですけれども、この際、厚生年金グループ以外に支払い側、御無理を言いまして一つの制度だけ来てもらっております。今までの一連のやりとりを聞いて、これは懇談会その他ではかなり激論もあつたようありますけれども、自治省として地方公務員共済を抱えてどういう感じを持っておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○川村説明員 制度間調整につきましては、公的年金制度一元化の完了に向けての当面の措置、こういうことで、平成二・三・四と被用者年金制度の共通給付部分について各制度が共同して負担する、こういうことでやつてまいりました。結果として、私どもの関係の地方公務員共済としては年々かなりな拠出をしてきました。

現在お願いしております法改正の中で、さらに引き続き年々かなりの拠出をしなければならないということがありますけれども、これも現在の国鉄共済組合の財政状況なりあるいは組合員数の減少してきた状況なり、こういったものを勘案いたしましたと、私どもとしてもやむを得ないことはないかな、かよう心得ている次第でございます。

○森井委員 もう時間の関係で、この一問でやめます。

理解をしてあげてほしいと思うのは、大変なのですよね。地公済についてもそれぞれ分担をされるわけありますが、調べてみましら、何と一番大きな負担というのは基礎年金なのですよ。

基礎年金勘定にはすごくお金を出している。今の地

方公務員の関係で言いますと、拠出金を基礎年金勘定に対しても四千八百六十三億お出しになつておられます。差し引き千百七十八億円の持ち出しへです。

厚生年金に至つては大変中の大変であります

て、拠出金が四兆一千六百四十六億、これは九〇

年度の資料で恐縮であります、それだけ出しておられる。厚生年金グループが受け取つております

す交付金は二兆二千百一十二億、実に毎年二兆円

のお金で厚生年金のグループは出している。もと

もと国民年金、基礎年金は、年金統合のために意図としては悪くありませんけれども、実際はも

うつぶれかかった国民年金の勘定をオールジャバ

ンで救済をするという意味が非常にあった。これ

は明確に私は申し上げておきたいと思うのです。

したがつて、これ以上各制度から鉄道共済なり

あるいはまた国民年金、基礎年金にお金を出すと

いうのは非常に厳しい状況にあります。したがつて、この点も統合の場合あるいは一元化の場合、十分考慮する必要がある。あるいは今度の制度間

調整でも同じであります、出す各制度も大変な

財政状態にある、このことだけは明確に申し上げ

ておきたいと思うのです。

答弁をすると、またとも答弁は返つてこな

いと思うから、とりあえず警鐘を鳴らして私の質

問を終わります。

○浦野委員長 以上で午前中の質疑は終了いたし

ます。

参考人の皆様方には午前中ありがとうございました。

したまた、午後からもひとつよろしくお願ひを

いたします。

午後一時より再開することとし、この際、休憩

いたします。

午後零時二十五分休憩

○小松委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

○小松委員 午前中に特別措置法の一部改正につ

いて質問がされておりますので、重複をできるだ

け避けながら質問をしてまいりたいと思います。

生省も努力する、こういうことで言ってきたわけ

でございますが、これはしかしながら内容を詰めてみます。

そこで、今後の推移を見なければならぬと思いま

す。

そこで、今回出されおります国鉄退職者のこと

について、自助努力ということを非常に強弁し

ています。そうなりますと、一元化とい

うことが他の年金との関係におきましてもそう簡

単にくとは思われません。なぜいかないか。合

意形成、これが非常に難しいということだと思います。

この理由は一体何か、こういうことになれば、もう言わなくて負担と受給の関係、これが

主な理由になるだろうと思うのですね。

そこで考えなければならないのは、自助努力、

自助努力ということで、各制度年金に対してそ

うことだけでいたならば、なかなかこれはま

とまらない話だと思います。これに対しても実施を

するには、社会保障の関係という立場からいえ

ば、国の財政支出というものを当然考えていかな

ければならないということだと思います。

そこで伺いたいのですが、国の財政支出を含め

て、一元化というものに対する決意がどうな

かということをここではお聞きしておきたいと思

います。

○山口(剛)政府委員 一元化の問題につきまして

は、先生御指摘のとおり、私どもは当面平成七年

を目途に鋭意検討を続けておりませんけれども、実

現までには大変難しい問題を抱えております。し

かし、先ほども御説明をさせていただきましたよ

うに、当面各制度でこの一元化の問題について詰

めて、そして秋ぐらいにはその結果を出します。

ないか、そうした上でさらに検討の場を設けよう

といふことで議論をさせていただいている段階で

ございますので、私どものそういう努力というの

を見守っていただきたいと思います。

この一元化との関連で国庫負担という御指摘が

ございましたけれども、年金に対する国庫負担につ

きましては、御承知のとおり各制度が分立をし

てある。その中で国庫負担についても各制度ごと

にまちまちであったのを、六十年の改正のときに

基礎年金という制度を導入いたしまして、基礎年

金、いわば年金制度の土台になる一階の部分につ

いて国民みんなで支えていく、その基礎年金に三

分の一の国庫負担を導入をする、「一階部分以上は

それぞれの拠出でやつてまいりこう」ということで今

の制度がてきておるわけでございます。

したがいまして、これから一元化問題を議論を

いたしていく場合に、この国庫負担の問題をどう

するかという議論は当然出てこようかと思います

けれども、それ以上に、二階部分以上の制度をど

ういうふうにしていつたらいいのかということを

関係者が真剣に議論をする中で、何とか方向を見

出していくべきだというのが私どもの立場でござい

ます。

○小松委員 この一元化については、今指摘しま

したように国の財政支出等を十分勘案して、私

は、むしろ一階部分の方は三分の一」ということの

負担でございますけれども、これは本来ならば、

国民のいわば社会保障という立場からすれば、こ

の階部分というのではなくどこの方の支出とい

うことも将来考えてもいいんじゃないかなという

気はしているんです。その辺もあわせて今後の検

討をひとつ十分期待をしていただきたいと思います。

○山口(剛)政府委員 一元化の問題につきまして

は、先生御指摘のとおり、私どもは当面平成七年

を目途に鋭意検討を続けておりませんけれども、実

現までには大変難しい問題を抱えております。し

かし、先ほども御説明をさせていただきましたよ

うに、当面各制度でこの一元化の問題について詰

めて、そして秋ぐらいにはその結果を出します。

ないか、そうした上でさらに検討の場を設けよう

といふことで議論をさせていただいている段階で

ございますので、私どものそういう努力というの

を見守っていただきたいと思います。

この一元化との関連で国庫負担という御指摘が

ございましたけれども、年金に対する国庫負担につ

きましては、御承知のとおり各制度が分立をし

てある。その中で国庫負担についても各制度ごと

にまちまちであったのを、六十年の改正のときに

基礎年金という制度を導入いたしまして、基礎年

金、いわば年金制度の土台になる一階の部分につ

いて国民みんなで支えていく、その基礎年金に三

分の一の国庫負担を導入をする、「一階部分以上は

それぞれの拠出でやつてまいりこう」ということで今

の制度がてきておるわけでございます。

したがいまして、これから一元化問題を議論を

いたしていく場合に、この国庫負担の問題をどう

するかという議論は当然出てこようかと思います

けれども、それ以上に、二階部分以上の制度をど

ういうふうにしていつたらいいのかということを

関係者が真剣に議論をする中で、何とか方向を見

出していくべきだというのが私どもの立場でござい

ます。

○小松委員 この一元化については、今指摘しま

したように国の財政支出等を十分勘案して、私

は、むしろ一階部分の方は三分の一」ということの

負担でございますけれども、これは本来ならば、

国民のいわば社会保障という立場からすれば、こ

の階部分というのではなくどこの方の支出とい

うことも将来考えてもいいんじゃないかなという

気はしているんです。その辺もあわせて今後の検

討をひとつ十分期待をしていただきたいと思います。

○山口(剛)政府委員 一元化の問題につきまして

は、先生御指摘のとおり、私どもは当面平成七年

を目途に鋭意検討を続けておりませんけれども、実

現までには大変難しい問題を抱えております。し

かし、先ほども御説明をさせていただきましたよ

うに、当面各制度でこの一元化の問題について詰

めて、そして秋ぐらいにはその結果を出します。

ないか、そうした上でさらに検討の場を設けよう

といふことで議論をさせていただいている段階で

ございますので、私どものそういう努力というの

を見守っていただきたいと思います。

この一元化との関連で国庫負担という御指摘が

ございましたけれども、年金に対する国庫負担につ

きましては、御承知のとおり各制度が分立をし

てある。その中で国庫負担についても各制度ごと

にまちまちであったのを、六十年の改正のときに

基礎年金という制度を導入いたしまして、基礎年

金、いわば年金制度の土台になる一階の部分につ

いて国民みんなで支えていく、その基礎年金に三

分の一の国庫負担を導入をする、「一階部分以上は

それぞれの拠出でやつてまいりこう」ということで今

の制度がきておるわけでございます。

したがいまして、これから一元化問題を議論を

いたしていく場合に、この国庫負担の問題をどう

するかという議論は当然出てこようかと思います

けれども、それ以上に、二階部分以上の制度をど

ういうふうにしていつたらいいのかということを

関係者が真剣に議論をする中で、何とか方向を見

出していくべきだというのが私どもの立場でござい

ます。

○小松委員 この一元化については、今指摘しま

したように国の財政支出等を十分勘案して、私

は、むしろ一階部分の方は三分の一」ということの

負担でございますけれども、これは本来ならば、

国民のいわば社会保障という立場からすれば、こ

の階部分というのではなくどこの方の支出とい

うことも将来考えてもいいんじゃないかなという

気はしているんです。その辺もあわせて今後の検

討をひとつ十分期待をしていただきたいと思います。

○山口(剛)政府委員 一元化の問題につきまして

は、先生御指摘のとおり、私どもは当面平成七年

を目途に鋭意検討を続けておりませんけれども、実

現までには大変難しい問題を抱えております。し

かし、先ほども御説明をさせていただきましたよ

うに、当面各制度でこの一元化の問題について詰

めて、そして秋ぐらいにはその結果を出します。

ないか、そうした上でさらに検討の場を設けよう

といふことで議論をさせていただいている段階で

ございますので、私どものそういう努力というの

を見守っていただきたいと思います。

この一元化との関連で国庫負担という御指摘が

ございましたけれども、年金に対する国庫負担につ

きましては、御承知のとおり各制度が分立をし

てある。その中で国庫負担についても各制度ごと

にまちまちであったのを、六十年の改正のときに

基礎年金という制度を導入いたしまして、基礎年

金、いわば年金制度の土台になる一階の部分につ

いて国民みんなで支えていく、その基礎年金に三

分の一の国庫負担を導入をする、「一階部分以上は

それぞれの拠出でやつてまいりこう」ということで今

の制度がきておるわけでございます。

したがいまして、これから一元化問題を議論を

いたしていく場合に、この国庫負担の問題をどう

するかという議論は当然出てこようかと思います

けれども、それ以上に、二階部分以上の制度をど

ういうふうにしていつたらいいのかということを

関係者が真剣に議論をする中で、何とか方向を見

出していくべきだというのが私どもの立場でござい

ます。

○小松委員 この一元化については、今指摘しま

したように国の財政支出等を十分勘案して、私

は、むしろ一階部分の方は三分の一」ということの

負担でございますけれども、これは本来ならば、

国民のいわば社会保障という立場からすれば、こ

の階部分というのではなくどこの方の支出とい

うことも将来考えてもいいんじゃないかなという

気はしているんです。その辺もあわせて今後の検

討をひとつ十分期待をしていただきたいと思います。

○山口(剛)政府委員 一元化の問題につきまして

は、先生御指摘のとおり、私どもは当面平成七年

を目途に鋭意検討を続けておりませんけれども、実

現までには大変難しい問題を抱えております。し

かし、先ほども御説明をさせていただきましたよ

うに、当面各制度でこの一元化の問題について詰

めて、そして秋ぐらいにはその結果を出します。

ないか、そうした上でさらに検討の場を設けよう

といふことで議論をさせていただいている段階で

ございますので、私どものそういう努力というの

を見守っていただきたいと思います。

この一元化との関連で国庫負担という御指摘が

ございましたけれども、年金に対する国庫負担につ

すが、そういうことになります。

先ほどからも出ておりますように、国鉄といふのは今日民营・分割されて、これは政府の方針でされたわけでございまして、このあたりについて、これだけ負担が重くなっているということ、

この点について、来年の財政再計算時においてはこの負担を解消されるということで理解していくのか、この点ちょっと伺つておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○五味説明員 鉄道共済年金の自助努力ということで、組合員並びに受給者の負担に係る分が幾つかござります。今お話をございました保険料負担を他の制度より高く維持しているというのもその一つでございます。

御承知のように、今回の二つの制度間調整事業の

組合員に關わる措置については、長期的に維持することは望ましくない」が、「当面、平成五年度及び六年度において引き続き継続することは止むを得ない。」こういう御指摘をいただいておりました。

この制度間調整事業は、もらい手の側になります制度で最大限の自助努力をするということが前提になつておりますし、また、それぞれ各制度苦しい財政事情の中で最大限のそれなりの自助努力力をなさつてゐる。そういう各制度からさらに制度間調整事業による交付金を受けるということでございまますので、こういつた拠出側の皆様の理解を得る上でも、このよつた自助努力は引き続きやはり五、六年度については継続をする必要があるというふうに考えております。

そこで、お話をございました今後の取り扱いでございますが、これらに関しましては、懇談会の報告の趣旨も踏まえまして、次期財政再計算、公的年金一元化の検討、こういつた事柄の際にこの見直しについて検討してまいりたい、検討する必見があるというふうに考えております。

○小松委員 この点については、いろいろ今後の推移を見ながらまた質問をする機会もあると思いますので、次に移りたいと思います。
大蔵省、きょう見えていたと思うのですが、報酬比例部分の再評価の繰り延べについてですね。この五年間凍結についてでございますが、この年金見直しの三・六%のスライド、これが次期財政再計算である一九九四年まで五年間凍結をされているということです。これは解除されるべきだと思うのですけれども、この点について大蔵省としての見解はどうかということで伺つておきたいと思うのです。

○五味説明員 ただいまも申し上げましたが、今御指摘の平成元年度の再計算におきます再評価、この繰り延べ措置というのも、組合員、受給者に係る鉄道共済年金の自助努力の一つでございまして、大変これは厳しい措置であるという御指摘をかねがねいただいておるところでございます。この点につきましても、ただいま申しましたのと同様でございまして、拠出側の理解を得るという意味で必要とは存じますが、当面五、六年度は継続をすることによって、この今後の取り扱いは、懇談会でいただいた御意見も踏まえまして、次期財政再計算、公的年金一元化、こういったことの検討の際にこれの見直しを検討してまいりたいとうふうに考えております。

○小松委員 それでは、いろいろと質問したいところもありますので次に移りますけれども、ぜひひとつ財政再計算期においては、その点についての解除をやっていただきよう強く要望しておきたいと思います。

次に、これは共済年金やあるいはまた厚生年金、あらゆる年金に關係する問題でござりますけれども、今現在物価スライドをとっているわけですね。この物価スライドというのは、ことしながらことしの十二月までの物価上昇を総務省統計局では一月に公表していますね。ところが年金生活者の場合には、この物価スライドのことになりますと、四月からでなければこれが改正をされな

い、こういう何ヵ月かの時差があるわけなんですかね。せっかく一月にはもう公表できるわけですから、そういう意味からいうと、やりようによつては一月から物価スライドにおける差額支給というものが組めるのではないかなどというふうに考えますし、また、退職者の人たちの意見を聞いても、そのように強く要請もしているところであります。したがつて、この点についてどういうふうに考へているのか、ひとつ伺いたいと思います。

○山口(剛)政府委員 御指摘をいただきましてよう、年金を物価の変動に応じて価値を維持していくといふことは、年金制度におきまして大変重要なことと考へております。

それで私どもも、今先生の御指摘のありました実際の物価の上昇から余りタイムラグを置かないで年金額に反映させようとということで、従来数カ月というようなタイムラグがありましたのを、六十年の改正のときに暦年の物価上昇率で四月から改定をする。その暦年の物価上昇率が一月に確定をいたしますので、四月からということで、私どもとしてはできる限りぎりぎりの努力をして今日のような制度になつてゐる。非常に努力をしてきた結果が今の制度であるということで、御指摘はわかりますけれども、一月末にわかつたものを直ちにやれと言われましても、現在の事務処理体制その他ではそれは困難だということで、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○小松委員 必ずしもそういうことでしようかね。確かに一月に公表されて四月からという、期間がそのくらいあれば、事務的にも余裕があつてできるのかななどいうことで考えないわけでもなかつたのですけれども、今のコンピューター時代あるいはまたいろいろと技術が進んだ時代ですから、そういう点でいきますと、もうちょっとそれと工夫してもらえば、年金生活者の人たちにもそうしたこともできるではないかという気がしますので、この点は今まで努力しているということですから、さらに一層ぜひ努力をしていただきたいと思います。

そこで、今度はやはりスライドに関係してないですから、例えことしの、今度の物価スライド、予算も一・七%組んであるわけなんですね。ところが一・六%、こういうことのようでございます。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、恩給の場合はこのスライド率がことしは一・六六%になつておりますね。年金生活者は一・七%予算が組んであるのですけれども、物価が一・六%といふことなんでしょう、一・六%ということになつてゐるわけですね。これについて、どうして恩給の場合は一・六六%、年金の場合には一・六%、こういうことになるのか、この点について説明願いたいと思います。

○山口(剛)政府委員　社会保険の制度であります厚生年金、国民年金などと違いまして、恩給は御承知のとおり、公務に従事した者あるいはその遺族に対しても国家補償的な観点から全額国庫貯金で支給をされている制度でございまして、その額の水準の改定の仕方等についても、基本的に制度の仕組みが異なつております。

御承知のように、国民年金、厚生年金につきましては五年に一度財政再計算をいたしまして、その際に国民の生活水準なり賃金の水準等々を総合的に勘案をいたしまして年金額の改定をする。財政再計算をする五年の間は、先ほど御指摘がございましたように物価上昇に応じて自動的にスライド改定をしていく、こういう仕組みをとつていてわけございますが、恩給につきましてはそういう財政再計算というような仕組みもございませんで、その年ごとの国民の生活水準だと公務員の給与、物価等を総合的に勘案をして、改定の率を政策的に毎年決定をしていくという仕組みでございますので、たまたま今年度の改定率といふことになりますと、先生の御指摘のように数字としては差が出てくる。これは制度の仕組みが基本的に違うということで御理解をいただきたいと思います。

で、できるだけスライド分も今日の状況ですから
よい方がいいと私は思うのですね。ただ、年金生
活者に対しても、せつがく一・七%予算が組んで
あるのだから、そういうことも含めて多少の、こ
ういうことも考えていいのじやないかという意味
を込めての、余りにもパーセントに差があつたも
のですから質問をしているわけなんですが、この
点についてはスライドに関係した部分として、先
ほどの支給日のことも含めて、今後の課題として
またいろいろと提起してまいりたいと思います。

たゞ、お尋ねの年金の支払い日でござりますが、暦月を単位といたしまして、死亡などの受給者の状況を把握して的確に年金を支払うというところになりますと、年金受給者から提出される最新のデータを可能な限り支払いに反映をさせていく

必要があるわけでございます。そうなりますと、大変大量のデータが受給者から寄せられまして、それを処理する期間というものが必要なわけでございますが、現在十五日支払いでございますので、それを一日に支払う、一週間早めるというふうにござります。よって、今後九月の期間にて

やり合いましたら、八月の十五日から、たまたまこれは休日になつておきましたが、そこから今度は改正されまして、土日の休みの場合に当たれば前に支給される、こういうことになつて、これは一步前進したと私は思うのですね。この対象者は二千万くらいいるわけですから、大変これは結構なことだと思います。

そこで、私が次に質問したいのは、前は一日に支給されておったのですね。これがいろいろ制度の改正の中で十五日におくれて支給になつてきましたという経過があるんですねけれども、やはり普通一般の人へ聞きますと、月が変わると、あるいはその月のみそかにいろいろと支払うものもかなり出しているということで、一日にこれが繰り上げて支給にならないか、できれば毎月支給してもらいたいという声もかなりあると思いますし、また、退

そして今度は遺族年金に入っていく、こういう制度がりますね。したがって、日本の場合も、これほどまで高度経済成長にもなつたし、ドイツでも負けないくらいの成長を遂げているわけですから、当然こうしたことその程度のことはあつてもいいのではないかと私は思います。そこで、一つはこの点について伺っておきたいと思うのです。

それにあわせて、今度は、例えば遺族年金になつた場合に本人からの申請がおくれていて、

日本の場合、本人が死亡した場合には即遺族年金制度に変わるということで、生活においても、例えばその主人が亡くなつたということ、その生活がその月からぼんと一挙に変わることではないと思うのですね。ドイツなんかの例だと、例えば本人が死亡しても、遺族年金の場合には三ヶ月間くらいの猶予期間をそのまま持つて

○小松委員 それでは次に移らせていただきたいと思います。遺族年金のこととちよつと伺いたいと思うのです。

でございますが、先生の御指摘につきましては十分念頭に置きまして、いろいろ検討させていただ
きたいと思います。

るわけでござります。そんなりますと、そんれいに大量のデータを的確に処理いたしまして、それ

際の問題と同じように、かなり大蔵省あたりが抵抗するのかなというふうに思つておるわけなんですね。したがつて、そういうことで事務的だけだつたらばむしろ改善の方向でできるのかなとうふうに思いますので、このあたりどうでしょうね、答弁してくれますか。

私どもも今の制度というのは一応筋は通つていいのではないかというふうに考えておりますが、先生御指摘のように、ドイツでそういう制度があるということも聞いておりますし、また年金審議会でも御議論があることは事実でございます。私どもは現行の制度を維持していくことで支障はないのではないかと考えておりますが、せつから御指摘でもござりますし、審議会でも御議論をいたしておりますので、十分そういう御意見については耳を傾けて今後の検討課題にさせていただきたい

あろうということで、四分の三がいいかどうかで、いう議論につきましては、過去は二分の一といふ時代もあったのですから、いろいろ議論があるかと思いますけれども、一つの理屈としては、そういう事態になりましたら、その実態に着目して遣族年金の水準が下がるというのはやむを得ないのではないか。

お名前をさりげなくきいて、
遺族年金につきましては、原則として老齢年金の四分の三程度に減額をされるという仕組みになつてゐるわけですが、これは仮に夫婦お二人で老齢年金で生活をしておられたとき、お一人になるということであれば、夫婦世帯と単身世帯の生活費というのには当然差があつてしかるべきで

が結構あるのですね。そうしますと返還の要求がされると思うのですね。また、来るんですね。その場合に、これを扱うのは年金の返還に対しても日本銀行または代理店。こういうことで限定されていると、例えば日本銀行というのはそうあちらに非常に悩んで、不便だという声があります。したがって、この点については今後解消して、もうあらゆる金融機関で扱えるようすべきではなかいかといふふうに思うのです。

遺族年金のドイツ方式、それから今度は手続がおくれて返戻しなければならないという場合の扱いの金融機関、この二点をあわせて伺つておきたいたいと思うのです。

○山口(剛)政府委員 制度面につきまして私からお答えさせていただきます。

と思います。

○奥村政府委員 返納金の取り扱いについてお答えを申し上げます。

先生御指摘の返納金でございますが、その年に発生をいたしましたいわゆる現年度の返納金につきましては、従来戻入金、歳出に戻し入れるという意味での戻入金として取り扱っておりましたので、先生御指摘のように、全国で六百カ所余りの日本銀行の本支店あるいは代理店ということに限定をされてきたところでございます。

しかしながら、先生御指摘のような問題が指摘をされておりますので、私どもいたしましても大蔵省及び日本銀行と協議をいたしまして、債務者の方々の利便を図る観点から、新年度からこれを歳入金として取り扱うということにいたしたいと考えております。この結果、全国で二万三千カ所余りということで大幅に数のふえた日本銀行の歳入代理店、ちょっと性格が変わりまして歳入代理店というところで納められるようなことで、収納機関の拡大を図つてまいりたいというふうに考へているところでございます。

○小松委員 この点については今答弁をいただきましたので、今後は今までのことからいえばこれのかなりの解消がされると思りますので、ぜひひとつそうした立場で便宜を図るように推進をしてもらいたいということで、次に移りたいと思います。

時間も余りないわけですが、年金生活者が一番心配しているのは、こんなに金利が下がつてしまつてもうどうにもならないよ、これは実質の所得のマイナスだよ、こういうことが言われているわけですね。そこで、マル優の関係についてもう少しやしてもらいたいと言つたら、郵政大臣がああいう発言をして非常に今全国的な非難もあるわけなんです。

そこで、私は、その問題はまたいろいろな機会があると思いますが、現在の福祉定期預金、これでは一応優遇制度というのはあるわけなんですが、年金生活者にこれが拡大をされる制度になら

ないのかどうか、この点だけきょうは絞つてお聞

きしたいと思うので、よろしくお願ひします。

○山口(剛)政府委員 今回も公定歩合が〇・七五引き下げられまして、預貯金金利をそれに伴つてどうするかというのが課題になつてゐるわけでござりますけれども、その中で御指摘のように福祉定期預金という制度がございます。それで、対象者は老齢福祉年金の受給者とか障害年金、遺族年金の受給者等でございます。この方々につきましては、預貯金金利の一般的な引き下げ幅をさらに圧縮をしまして、從前の金利で定期預金を認めるという趣旨の制度でございます。今対象者は四百五十万人程度、しかし、実際に利用しておられる方は二十万人弱というふうに聞いておりますけれども、限度額三百万円ということになつております。

今回の公定歩合の引き下げに伴いまして、この福祉定期の利率を高い従来のままに維持するある代理店といふところで納められるようなることで、収納機関の拡大を図つてまいりたいというふうに考へているところでございます。

○小松委員 この点については今答弁をいただきましたので、今後は今までのことからいえばこれのかなりの解消がされると思りますので、ぜひひとつそうした立場で便宜を図るために推進をしてもらいたいということで、次に移りたいと思います。

時間も余りないわけですが、年金生活者が今まで心配しているのは、こんなに金利が下がつてしまつてもうどうにもならないよ、これは実質の所得のマイナスだよ、こういうことが言われているわけですね。そこで、マル優の関係についてもう少しやしてもらいたいと言つたら、郵政大臣がああいう発言をして非常に今全国的な非難もあるわけなんです。

そこで、私は、その問題はまたいろいろな機会があると思いますが、現在の福祉定期預金、これでは一応優遇制度というのはあるわけなんですが、年金生活者にこれが拡大をされる制度になら

そして、労働省には、当然これは雇用との関係がありますね。きょうの新聞、テレビ、きのう来るマスコミでも、今度は自動車の日産とかあるいはNTTとか人員を大幅に削減するということなどが発表されておりまして、そうなりますと、どうしても雇用の関係で年齢の高い人から首切られていくというようなことがありますね。そういう

関係の中で、支給開始がだんだんと伸びていくということであれば、当然これは働く人にとつては容易ならないことだと思います。ですから、この点の雇用の関係、この関係についてどういうふうに理解をしているか、これは労働省見えておりますので、伺つておきたいと思います。以上二つです。

○丹羽国務大臣 予算委員会に呼ばれておりましたものですから、おくれて参りましたことをまずおわびを申し上げる次第でございます。

年金のあり方でございましたけれども、もう先生、私から申し上げるまでもなく、公的年金といふのは制度間の支え合いによって成り立つていることにつきましては、私どもも金融当局に年金受給者等の立場を考慮いたしまして要請をしたところでございます。その結果、今回、福祉定期預金の利率につきましては四・一五%を維持する、それから期間につきましても、従来はこの八月までということになつてたわけですが、平成六年の二月まで延長するということで一定の配慮がなされたところでございますが、対象者の拡大については残念ながら実現をしなかつたという経緯でございます。

○小松委員 いろいろとこのところは論議があるところだと思いますし、また次に機会を見てやり締でございます。

○小松委員 いろいろとこのところは論議があるところだと思いますし、また次に機会を見てやり締でございます。

○小松委員 いろいろとこのところは論議があるところだと思いますし、また次に機会を見てやり締でございます。

でいるものでございます。

問題は、労働省の問題とも絡んでくるわけでござりますけれども、最大の課題はやはり雇用と年金というものは連動させていかなければならぬ、こういうような基本的なスタンスのもとに取り組んでいかなければならない、こういうことで

はないかと思います。

後で労働省の方からあるいはお話をありますけれども、平成元年度の改正時に比べまして六十歳定年というのは年々ふえてきておりま

す。現在は七六・六%であります。が、九〇%近くまでござりますけれども、平成元年度の改正時に比べまして六十歳定年制を採用する、こういうことが見込まれておりますし、また、企業におきましては高齢者の人材活用というものを積極的に行つてい

く、こういうような機運が生まれておりますことは私ども大変喜ばしいことである、こう受けとめておるわけでございますけれども、実際問題とい

たしまして、六十歳から六十五歳までの間で、例え六十歳以上で働きたくても就労の機会がない方、あるいは仮に働いても賃金が十分でなくて生計をやつしていく方、こういう方に對してどう

いふような救済策を行つていくかということが最大の課題ではないか。

いずれにいたしましても、私どもは老後においても国民の皆さん方が安心して暮らせるような雇用、年金体制の確立のために全力で頑張っていく決意でございます。

ちなみに、その次に予定されております平成七年の公的年金の一元化につきましても、いわゆる産業構造や就業構造の変化に左右されることなく、常に安定的な長期的な年金制度の確立のためにも公的年金の一元化は避けて通れない、このように考えておる次第でございますので、先生の御理解を賜りたいと思っております。

○北浦説明員 雇用関係についてお答えさせていただきます。

高齢化が進んでいく中におきまして経済社会の活力を維持する、こういった観点からも、高齢者の方々の高い働く意欲というものを生かしてい

く、こういうことが大変大事であろうと思っております。知識、技能、経験、長年にわたって培つておられているわけでございまして、これをむだにしないような社会をつくる、こういった観点から、私ども高齢者の雇用問題に積極的に取り組みをいたしているところをございます。

とりわけ六十歳定年の中問題でございますが、今ほどお話をございましたように、だんだんと定着を見ておりまして、予定を含めますと九割の企業が六十歳定年を実施する段階まで来たところでございます。問題は、これからは六十以上のところでおさらいまして、六十歳から六十五歳、私ども六十五歳というのを一つの目標に置きました、六十五歳までの雇用確保を図るということにこれから一層力を入れてまいりたい、このように思つておるわけでござります。

ざいまして、先ほど申し上げた継続雇用を進める動きというのも、こういった雇用情勢に多分に影響されるわけではございますが、こういった中においても、その流れというのがとどまるところへ、六十五歳までの働く場の確保というところへ着実に進むようさらには努力をしてまいりたい、このように考えております。

○小松委員 終わります。

○浦野委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 大臣が二時に予算委員会の方に行かれると言っていたのですから、私は前任者が四十分で終わると言つたから、二十分ぐらいは話ができるかなと思ったのですが、五分しか話ができなくなつてしましました。そこで、またお帰りになつてから続きをしたいと思ひますけれども、とりあえず大臣に集中的に質問をしたいのです。

につきましては、国民の負託に十分にこたえられるような予算編成である、このよう自負をいたしておるわけでございますけれども、財源が大変厳しい中において、いわゆる社会保障のあり方と、いうものを今後私どもは国民の皆さん方の理解と、合意を得ながら進めていかなければならぬ、こういう認識に立つておるわけでございます。

はないか、こういうような認識をいたしております。うな次第であります。

○遠藤(和)委員 早稲田大学の先生で岡沢さんと、いう方がいらっしゃいまして、先日我が党で勉強会をしまして、「スウェーデンの挑戦」という本をいただいたのですけれども、確かに我が国よりも二十年ほど前に高齢化社会に入っているのですね。暗中模索の中でのいろいろな実験をしまして、今ようやく出口に来ているということなのですけれども、この国家が経験したことというのは、一つの高齢化社会を考える上での参考にはなると思うのですね。

たゞ、スウェーデンの国家の社会保険制度と、

うものが我が国にどのように参考になるのかとい
うのは別でございまして、今お話を伺いますと、
もつとスウェーデンの国家がいろいろやつてきた
ことについてコメントを求めたかったのであります

持つておらないのが実情でございます。
いずれにいたしましても、高福祉高負担を求める
のか、あるいは中福祉中負担を求めるのか、國
民の皆様方の理解と合意を得ながら、いわゆる給
付と負担のあり方、さらには国庫補助のあり方、こ

○遠藤(和)委員 突然のお尋ねなんですかけれども、大臣はスウェーデンという国家をどのように見ておられるのですか。

○丹羽国務大臣 私、スウェーデンに行つたことがないものですから、大変勉強で恐縮でござい

ます。ただ、羽田澄子さんの「安心して老いるために」という大感動的なドラマを見いたしました。スウェーデンという国は、確かに社会保障というものは大変十分に行き渡つておるわけですが、さいますけれども、率直に申し上げて、間違つていたら大失礼でございますけれども、社会保障が十分に行き渡つてゐる反面、ややもするといわ

ゆる国民の活力が停滞している傾向にあるのでは
ないか、このようなことになつてはならないので

それでは、きょうは大蔵省、それから運輸省、それから清算事業団の皆さんにもお越しいただいておりますので、本論の法案の中身に入りましていろいろ議論をさせていただきたいと思います。まず大蔵省にお伺いしたいのですが、国鉄の共済が大変成熟度が高いということでござりますが、この成熟度が高いというのはいかなる理由によるものであるのか。私考えますと、やはり一つは民営化の影響がある。民営化のときに大量に人

○丹羽國務大臣 当然いろいろな国々の事情を参考にしながら、我が国は世界にも冠たる社会福祉を誇る、このような日本型の福祉というものを求めていきたい、このように考えております。

○遠藤(和)委員 それでは一時を過ぎましたから、どうぞ予算委員会の方に行つてください。後でお帰りになつて時間がございましたら、次の議論をさせてもらいたいと思います。

それでは、きょうは大蔵省、それから運輸省、それから清算事業団の皆さんにもお越しいただいておりますので、本論の法案の中身に入りましていろいろ議論をさせていただきたいと思います。まず大蔵省にお伺いしたいのですが、国鉄の共済が大変成熟度が高いということでござりますが、この成熟度が高いというのはいかなる理由によるものであるのか。私考えますと、やはり一つは民営化の影響がある。民営化のときに大量に人

よるものであるのか。私考えますと、やはり一つは民営化の影響がある。民営化のときに大量に人

員整理をいたしましたし、それから古くは満鉄の職員を吸収した、こういう影響が今に尾を引いているのではないかと思いますけれども、正確な分析はどのようにされておりますか、お伺いします。

○五味説明員 平成三年度末で鉄道共済年金は、組合の加入者数が約十九万七千人、退職年金の受給者数が約三十三万三千人でございます。この比率を求めて、成熟度は一六九%、遺族年金等を含めましておよそ受給者全体をとりますと二三一・七%，こういう非常に高い水準になつております。

このように成熟度が上がりました要因の基本的なものといいますのは、私どもの分析では、やはりモータリゼーションの進行など産業構造が変化をしてきた。そういう中で鉄道輸送が伸び悩む、あるいは業務量が減るということから、新規採用を控えるなどで組合員数が減つていった。他方で、受給者の側につきましては、平均寿命が延びるというようなことで、受給者数が退職者の自然増を上回つて伸びていくということが基本上にあるのであります。

そこでお尋ねの点、実は古い話もございまして必ずしも十分なお答えになるかどうかあれでございますが、この年金が発足いたしましたのは昭和三十一年でございます。その当時は、退職年金のレベルで見ますと、先ほど申しました一六九%に相当する鉄道年金の成熟度というのは約二五%でございました。この二五%程度の成熟度というのが大体昭和四十年ごろまで続きまして、以後、これが少しづつ四十年代を通じて上がってまいります。例えは昭和四十年には一四・一%でございましたが、昭和四十六万人前後の水準で昭和四十年代を通じて推移をしてきております。四十年代前半ぐらいまでそういう状態で推移をしてきて

おります。これに対して受給者の方方が徐々にふえてきたということで、ある意味で自然に成熟度が高まつたということをございますが、昭和五十年代に入りましてこの成熟度の上昇が少し加速をされてまいります。受給者数の方は通常どおり少しずつふえておるのですが、組合員数の方に減少が起つて始めます。先ほど申し上げましたモータリゼーションの進行などの産業構造の変化による要員の減少との方が少しづつきいてまいりまして、昭和五十年八三%でございましたのが昭和五十五年には五二・七%に上がる、こういうことになりまして、少しスピードアップをいたしました。

そういたしまして、五十年代の後半に至りますと、これは要員の減少というのが非常に顕著になつてまいります。この影響で、昭和五十年に五二・七%でありましたものが、昭和五十八年に五七・二%、五十九年には八八・一%、そして六十年に初めて一〇〇%を超えて一〇〇・五%、こういう上がり方をいたしました。

さらには、これが民営化という契機を経まして、昭和六十二年には一六三・二%まで上がる、以後一六〇%から一七〇%台の間を行き来している、こういうことになつておりますので、分析といったしましては、やはり基本論はこういった産業構造の変化に伴う組合員の減、特にそついた産業構造の変化により効果的に対応するための合理化なり民営化なりといふことの影響が大きかったのであります。あらうといふふうに思われます。

それから、旧満鉄職員といふよつなお話でございますが、実は古いことで統計がはつきりしておらずませんが、現状だけはわかつております。終戦直後に採用いたしました旧満鉄職員の一部、約一万人が現在でも受給者として残つております。したがつて、この一万人が満鉄職員の影響といふことにならうかと思いますが、ただ、成熟度といふ点で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、四十六万人体制が長いこと二十年以上続いておりますので、この年金発足以前の昭和二十

四年段階で戦後大量採用いたしました方たちのうち、余剰人員と見られる方は既に整理をしているということです。しかし、満鉄の方だから高まつたということでおざいますから、満鉄の方だから高まつたということではないのかなという気はいたりますが、いずれにしましても、約一万人という方が今受給者で残つておられます。

○遠藤(和)委員 私の質問の趣旨は、いわゆる産業構造の変化とかモータリゼーションだとかいろいろいう社会的な変化といふものは、これは国鉄のみならずほかの鉄道会社等にも同じような影響があるわけですから、そういう話ではなくて、国鉄というのは日本国有鉄道ですから、要するに国の政策によつていろいろなことをやつてこられたわけですね。したがつて、いわゆる公済組合の責めに帰すべきではない日本の国の政策の変更等による影響が、現在の一七三・八%の成熟度の中での程度を占めているのかということを聞きたいでございます。

○五味説明員 ただいま長々と数字を御説明いたしましたけれども、国の政策でと申しますが、国鉄という経営体が産業の変化なり経済構造の変化なりに応じて一番合理的な経営をしていく、そのことがまた運賃なりなんなりの適正化ということにも結びつくといふことで、こういう一種の企業努力の中で産業構造の変化に非常に敏感に対応してきた、こういうことの結果で成熟度が上がってきたといふことだらうと存するわけでございますが、実際にそれによってどれだけのものが上がつたかという分析は、実はちょっとできておりません。

先ほど申しましたように、平均余命の伸長ですかとか、ほかの要因もいろいろございます。ただ基本は、こういった構造変化への対応といふことがこのような急激な成熟度の上昇の主な原因であるといふふうには思つております。

○遠藤(和)委員 産業構造の変化に敏感に対応してきたといふのではなくて、敏感に対応してこなかつたから今こういう余剰人員がふえているのでないか、こう思つわけでございまして、その辺

の認識が大分違うのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○五味説明員 敏感にという言葉の問題はござい

ます。このことではないのかなという気はいたりますが、ましようが、ちょっとと国鉄の経営の内容そのもの

は私直接の担当でございませんので、立ち入ったことは申し上げられませんが、昭和二十四年に大

量の人員整理をいたしまして以来、大体昭和四十年代の半ば過ぎまで同じ状態で推移をしてきたと

いうのは、恐らくは鉄道輸送というものが国家経済の中、国民経済の中にそれだけの重みを持ってこ

ましても、産業構造の変化というのがこういった組合員数、現役の数の減少の主な原因であろうと

いうふうに思つております。

○遠藤(和)委員 今度の法律というのは、国鉄の公済が大変だから、みんなほかの制度でそれを助けてあげましょうという制度なので、やはり自助努力というのが前提になつてゐるわけですね。この自助努力の中身の問題に入りたいと思うのですが、自助努力をしてしまして一千八百五十億円

の努力しましたということですが、この自助努力の中身はこれで精いっぱいなのですか。

○五味説明員 現在行つております鉄道共済年金の自助努力等ということでございますが、簡単に御紹介を申し上げますと、まず受給者、組合員の負担に係ります年金給付の見直し、あるいは保険料率をほかより高い水準で維持をしている、つまり保険料率の引き上げ、こういったこと、それからJR各社から特別負担といふことで二百二十億

円を毎年拠出をいたぐ、清算事業団から特別負担としてやはり一千億円、国家公務員の共済連合会から第二次の長期財政調整事業といたしまして八十億円を出していただく、そのほか運用収入等

の認識が大分違うのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○五味説明員 敏感にという言葉の問題はござい

ます。このことではないのかなという気はいたりますが、ましようが、ちょっとと国鉄の経営の内容そのもの

は私直接の担当でございませんので、立ち入ったことは申し上げられませんが、昭和二十四年に大

量の人員整理をいたしまして以来、大体昭和四十年代の半ば過ぎまで同じ状態で推移をしてきたと

いうのは、恐らくは鉄道輸送というものが国家経済の中、国民経済の中にそれだけの重みを持つてこ

ましても、産業構造の変化というのがこういった組合員数、現役の数の減少の主な原因であろうと

いうふうに思つております。

ております。したがいまして、これはぎりぎりのものをよく皆さんに我慢をしていただいていると

いうことであろうと思います。

JR各社の特別負担、これは文字どおり特別負担でございまして、現在の社員の将来の年金給付の主体ともなります清算事業団の運営を少しでも安定をさせるというようなことは、JR各社に

とてもメリットのあることでございますし、い

ずれにしても、この問題についてJR各社が一方の当事者として関係ないというわけにはいかない

ということで特別に負担をしていただいておりま

すが、これはやはりJRの経営状況等から見ましても、またJRの将来の経営という事から見ま

すが、これはやはりJRの経営状況等から見ま

ずれにしても、この問題についてJR各社が一方の当事者として関係ないというわけにはいかない

ということで特別に負担をしていただいておりま

すが、これはやはりJRの経営状況等から見ましても、これ以上の負担をということはなかなか難しいのではないかろうか。

清算事業団負担一千億円につきましては、旧国鉄時代の掛け金率の引き上げが必ずしも十分であつたかどうかというようなこととの関係で出てきておるものではございますが、やはり清算事業団い

ろいろござりますので、株の処分なり土地の処分なりつらい面もあるようでございます。こういうことで一千億程度ということがぎりぎりかなとい

うようなことでございます。

国共済連合会に至りますては、これは財政状況が大変に窮屈をしてきておりますので、これを出されただけでもなかなか大変というようなことでございまして、現在の仕組みということでは、これはなかなかぎりぎりのものであらうというふうに考えております。

また、今回制度間調整事業を見直すに当たりましての自助努力ということにつきましては、有識者の懇談会におきまして、引き続き相応の自助努力等を続けるということが適當だというお話をございまして、千八百五十億円、というこういった水準はなかなかつらいものもござりますけれども、引き続き実施をしよう、こうふうつもりでおります。

○遠藤(和)委員 今の自助努力の中身の中で保険料率の引き上げというのがあるのですが、大蔵省

にちよつと調べてもらいましたらこんな資料をいたしました。いわゆる大学卒業者の初任給における保険料が民間被用者、国家公務員の皆さんと

JR社員の中でどういうふうになるのかというこ

とを、ちよつと関心があつたものですから調べて

もらいましたら、こんな調査の結果を御報告をいたしました。

民間被用者、これは月給の平均ですけれども、初任給が十八万一千一百四十九円、標準報酬月額が十八万円、掛け金率は七・二五%ですから掛け金は一万三千五百円ですね。それから国家公務員のI種の方は、初任給が十九万二千八百三十円、標準報酬月額

報酬月額は十九万円、掛け金率は七・六%ですから掛け金は一万四千四百四十円。II種の方は、同じ初任給が十七万七千五百四十円、標準報酬月額

が十八万円で、掛け金率は七・六%ですから掛け金は八千三百六十円。JR社員、これは東日本

の例を挙げてもらつたのですけれども、初任給は十八万六千五百三十円、標準報酬月額は十九万円、掛け金率は九・五四%ですから掛け金は一万八千三百五十五円、こういうふうなデータをいたしました。

これを見ると、確かに大学を卒業してJRに入ると、ほかの公務員になる、あるいは民間の会社に勤める方から比べると、一ヶ月大体五千円ぐら

い余分に掛け金を出さなければならない、こういう状況にあるわけですね。これは本来は新入社員の人の責めに帰すべきではないですよ。それが、たくさん先輩の方がいらっしゃるから、成熟度が高いということで新人社員の方々の掛け金も高くなつ

いということで新入社員の方々の掛け金も高くなっている、こういうふうに理解をするわけだけれども、今後もこの保険料率を引き上げていく、こ

ういうふうな考え方を持っているんですか。

○五味説明員 話がございましたように、ほかの制度に比べますと鉄道共済年金の現役組合員の掛け金率は割高ということになつておりますが、こ

のこと 자체は先ほど申しました自助努力ということで、他の制度もそれぞれ苦しい財政事情の中

で、鉄道共済年金が特徴をするこういう制度間調

整事業という成熟度調整に応じてくれている、こ

ういうことでござりますので、こういった拠出側

制度の御理解を得るということの意味からいま

して、こういつた自助努力が必要であるとい

うことであります。

JR各社、先ほどちよつと御説明をいたしま

たけれども、発足以来これまで国内の好景気に

もらいましたら、こんな調査の結果を御報告をいたしました。

民間被用者、これは月給の平均ですけれども、初任給が十八万一千一百四十九円、標準報酬月額

が十八万円、掛け金率は七・二五%ですから掛け金は一万三千五百円ですね。それから国家公務員のI種の方は、初任給が十九万二千八百三十円、標準報酬月額

報酬月額は十九万円、掛け金率は七・六%ですから掛け金は一万四千四百四十円。II種の方は、同じ初任給が十七万七千五百四十円、標準報酬月額

が十八万円で、掛け金率は七・六%ですから掛け金は八千三百六十円。JR社員、これは東日本

の例を挙げてもらつたのですけれども、初任給は十八万六千五百三十円、標準報酬月額は十九万円、掛け金率は九・五四%ですから掛け金は一万八千三百五十五円、こういうふうなデータをいたしました。

これを見ると、確かに大学を卒業してJRに入ると、ほかの公務員になる、あるいは民間の会社に勤める方から比べると、一ヶ月大体五千円ぐら

い余分に掛け金を出さなければならない、こういう状況にあるわけですね。これは本来は新入社員の人の責めに帰すべきではないですよ。それが、たくさん先輩の方がいらっしゃるから、成熟度が高い

ということで新人社員の方々の掛け金も高くなつ

いということで新入社員の方々の掛け金も高くなつ

いということです。JR各社の特別負担が二百二十億円ということですが、先ほども聞いておりまし

たら、いわゆる税引き後の純利益が一千五百六十億円でしたかかる。この中からもう少しいただいたらどうなんでしょう。

○鶴野説明員 JRの利益でございますが、先ほど申しましたように、今先生から御指摘ございまして、七社合計で平成三年度で千五百六十億円ということがあります。

て通常負担すべき共済掛金のほかに、毎年度二百二十億円の特別の負担を行つてあるということ

でございます。

JR各社、先ほどちよつと御説明をいたしま

たけれども、発足以来これまで国内の好景気に

もらいましたら、こんな調査の結果を御報告をいたしました。

民間被用者、これは月給の平均ですけれども、初任給が十八万一千一百四十九円、標準報酬月額

が十八万円、掛け金率は七・二五%ですから掛け金は一万三千五百円ですね。それから国家公務員のI種の方は、初任給が十九万二千八百三十円、標準報酬月額

報酬月額は十九万円、掛け金率は七・六%ですから掛け金は一万四千四百四十円。II種の方は、同じ初任給が十七万七千五百四十円、標準報酬月額

が十八万円で、掛け金率は七・六%ですから掛け金は八千三百六十円。JR社員、これは東日本

の例を挙げてもらつたのですけれども、初任給は十八万六千五百三十円、標準報酬月額は十九万円、掛け金率は九・五四%ですから掛け金は一万八千三百五十五円、こういうふうなデータをいたしました。

これを見ると、確かに大学を卒業してJRに入ると、ほかの公務員になる、あるいは民間の会社に勤める方から比べると、一ヶ月大体五千円ぐら

い余分に掛け金を出さなければならない、こういう状況にあるわけですね。これは本来は新入社員の人の責めに帰すべきではないですよ。それが、たくさん先輩の方がいらっしゃるから、成熟度が高い

ということで新人社員の方々の掛け金も高くなつ

いということです。JR各社の特別負担が二百二十億円ということですが、先ほども聞いておりまし

たら、いわゆる税引き後の純利益が一千五百六十億円でしたかかる。この中からもう少しいただいたらどうなんでしょう。

○鶴野説明員 JRの利益でございますが、先ほど申しましたように、今先生から御指摘ございまして、七社合計で平成三年度で千五百六十億円ということがあります。

相による自助努力とはちょっと性格の違うものと
いう位置づけではござりますが、やはり自助努力
等の一環であるという位置づけをしております。

これはいわゆるつかみ金ではございませんで、
清算事業団が特別負担をする根拠と申しますの

は、旧国鉄共済時代、この時代に保険料の事業主
負担が必ずしも十分でなかったのではないか、こ
うしたことから、事業団としての債務の一環とし
てこの部分を負担をするということになるわけで
ございます。事業団といたしましては土地処分、
こういったよくなことに精力的に取り組んで、年
金給付の一部を貯うということでございますの
で、事業団全体あるいはJR関係者全体の自助努
力等の一環である、こういう位置づけで自助努力
等というよくなにしておるわけでございま
す。

○遠藤(和)委員 今のお答弁はおかしいと私は思
うんですよね。自助努力等の「等」の方がそうだ
じや全部で幾らかというと千八百五十億の自助
努力があつて、清算事業団は一千億出しているわ
けでしょ。「等」の方が多いの。自助努力は八
百五十億で「等」が一千億ということ。普通は
「等」というのは少ないんですね、たくさんこ
うあつて。

もう一つは、つかみ金じゃないという話をした
んですけども、じゃ一千億の明確な積算根拠を
示せますか。これこれしかじかで一千億ですとい
うその数式を示せますか。

○五味説明員 これは旧国鉄共済時代の給付の水
準と保険料の水準全般にかかる問題でございま
すので、御指摘ござりますように、非常に明快な
数式で、こういう数式になるから幾らだといふこ
とが示せる性格のものでは必ずしもございません。
ただ、そういう負担の十分でない部分があつ
たということは、これは確かにありますと考
えています。

○遠藤(和)委員 これは自助努力等で一千八百五
十億出さなければならない。そのうち八百五十億
はめどがついた、残りは一千億だというので清算

事業団にかぶせちゃつた、こういうことだと思
うんですよ。そうじゃないですか。

○五味説明員 この千八百五十億円の全体の枠組
みにつきましては、それぞれの関係者が最大限の
努力をするということで、お金を拠出をするある
いは我慢をする、こういうことで成り立つておる
わけでございます。具体的にこういう計算をした
から一千億だというお話はなかなか難しいのでござ
いますけれども、差額が一千億という発想では
ございませんで、ある程度いろいろな計算をして

みますれば、こういったよくな水準の数字という
ものがある程度の合理性を持つものであるという
ようなことで、この一千億という水準を関係者は
納得をしたということでございます。

○遠藤(和)委員 清算事業団の理事長に聞きます
けれども、一千億というのは清算事業団がやらな
ければならないというので、みずから自発的に名
のり出て一千億出しますと、こういうふうに言つ
た数字なんですか。

○石月参考人 その一千億の拠出が決まりました
とき、私は現在の職にございませんのですが、伝
え聞くところによりますと、それは政府の方でお
決めになつたことだというぐあいに伺つております。
○遠藤(和)委員 大蔵省が決めて清算事業団にや
らせたのですよ。基本的にはこういう気持ちだと
私は思いますですが、非常に正直な答弁だと思います
ね。

○遠藤(和)委員 これは旧国鉄共済時代の給付の水
準と保険料の水準全般にかかる問題でございま
すので、御指摘ござりますように、非常に明快な
特別委員でしたからよく承知しているのですけれ
ども、昭和六十二年だと思うのです。あのときには
たしか長期債務が二十五兆五千億だったと思うの
ですが、今は二十六兆四千億にふえているので
すけれども、一番最近の評価は、昨年の四月一日
でござりますか、平成四年度首の評価が二十六兆円
でございました。現在の時点についてまだ出し
ておりませんけれども、昨年から今年にかけてま
での地価の値上がりは二五%から三〇%近くある
のじゃないかと思つております。加えて今年もま
た相当売つておりますので、実質的には二桁を
ちょっと割るくらいの数字になろうかと思つます
けれども、これにつきましては、今年の一月一日
の地価公示が大体三月の下旬にはわかると思いま
すので、その時点で正確な金額を出したい、こう
いうふうに考えておるところでござります。

○遠藤(和)委員 これは自助努力等で一千八百五
十億出さなければならない。そのうち八百五十億
はめどがついた、残りは一千億だというので清算
事業団にかぶせちゃつた、こういうことだと思
うんですよ。そうじゃないですか。

○遠藤(和)委員 当時は何か、清算事業団はいつ解散するのです
かという議論があつたのですね。要するに、余剰
人員をきちんと整理した後、土地だとか株とかそ
の値段で入札をしていただき、また売買されるか

ういうものを売却して、その当時の試算だと思う
のですけれども、土地は七兆七千億でしたかね。
株は大体五千億円ぐらい、額面ですけれども、そ
うすると最終的には国民負担が十三兆八千億、こ
ういう話だったのです。そして八年か十年ぐらい
で解散できるのじゃないかなんという見通しが
ありますけれども、どうも見てお

ういう話だつたのですけれども、どうも見てお
りますと、この長期債務というのはだんだんふえ
る一方だし、解散するどころかこれは永久に残る
のじやないか。

そうすると、いわゆる隠れ借金という形で最終
的には国民負担、国民にツケを回すことになつて
しまうのじやないか、このようにも思うのですけれ
ども、現在の土地を売却したと考えた場合の収
入、それから株を売却した場合の収入、そして最
後に国民負担にお願いする部分、これについては
どのように計算をしていますか。

○石月参考人 清算事業団が発足いたしました六
十二年の資産の状況につきましては、ただいま先
生がおっしゃった数字のとおりでございます。そ
の後、現在の債務は二十六兆四千億でございます
が、現在保有しております土地は、発足時には
七・七兆円と評価されました。その後地価の高騰
等がございまして、何遍か評価をし直しております
けれども、一番最近の評価は、昨年の四月一日
でござりますか、平成四年度首の評価が二十六兆円
でございました。現在の時点についてはまだ出し
ておりませんけれども、昨年から今年にかけてま
での地価の値上がりは二五%から三〇%近くある
のじゃないかと思つております。加えて今年もま
た相当売つておりますので、実質的には二桁を
ちょっと割るくらいの数字になろうかと思つます
けれども、これにつきましては、今年の一月一日
の地価公示が大体三月の下旬にはわかると思いま
すので、その時点で正確な金額を出したい、こう
いうふうに考えております。

○遠藤(和)委員 私どもが保有しておりますJRの
株式は、貨物鉄道の方も含めまして全部で九百十
万株、それから東海が二百二十四万株、西日本が
九万株でございます。そのうち、近々に上場でき
店頭に出す、こういう話が報道でありますけれど
が、現在のところ約一・九兆円の債権を新幹線保
持機構が変わりました鉄道整備基金に対しても私ど
もは持つてあるところでございます。

○遠藤(和)委員 株の話ですけれども、本州三社
で二百万株ですか、これは東日本JRが近々株を
売却しておられます。その債権はその後繰り上げ償還等もいたしました
が、現在のところ約一・九兆円の債権を新幹線保
持機構が変わりました鉄道整備基金に対しても私ど
もは持つてあるところでございます。

○遠藤(和)委員 私どもが保有しておりますJRの
株式は、貨物鉄道の方も含めまして全部で九百十
万株、それから東海が二百二十四万株、西日本が
九万株でございます。そのうち、近々に上場でき
店頭に出す、こういう話が報道でありますけれど
が、これを見通しはどうですか。

○石月参考人 私どもが保有しておりますJRの
株式は、貨物鉄道の方も含めまして全部で九百十
万株でございます。そのうち、近々に上場でき
ておりませんけれども、昨年から今年にかけてま
での地価の値上がりは二五%から三〇%近くある
のじゃないかと思つております。加えて今年もま
た相当売つておりますので、実質的には二桁を
ちょっと割るくらいの数字になろうかと思つます
けれども、これにつきましては、今年の一月一日
の地価公示が大体三月の下旬にはわかると思いま
すので、その時点で正確な金額を出したい、こう
いうふうに考えております。

○遠藤(和)委員 これがJRの東日本が四百
万株、それから東海が二百二十四万株、西日本が
二百万株、合わせて八百二十四万株でございま
す。このうち、私どもいたしましては、JR東
日本の四百万株の半分、二百万株を実は昨年上場
いたしたいと考えたわけござりますけれども、そ
れほども川俣先生に御説明申し上げたと思います
が、ちょうど昨年は非常に株式の市場が悪化ござ
いまして、ここでJRの二百万株という大量の株
を上場するほかの株価の下落を招くのではない
かというようなことも心配されまして、昨年の総

ということに関連いたしますので、この点につき
ましてはまさに今後のマーケット次第でございま
すので、何とも推測しかねるところでございま
す。

なお、もう一つ資産として事業団が保有してお
りますのは、新幹線の設備を新幹線保有機構とい
うところがスタートいたしましたときに本州の三
社に貸したわけでございます。そのとき新幹線の
設備の再調達価格、その時点でつくつたなら幾ら
かかるかというのが八・五兆円でございました。
ところが、実際上の薄価は五・六兆円だったと思
いますので、したがいまして、その差額の二・九
兆円というのは、新幹線の借料という形で清算事
業団の債権として残っているわけでございます。
その債権はその後繰り上げ償還等もいたしました
が、現在のところ約一・九兆円の債権を新幹線保
持機構が変わりました鉄道整備基金に対しても私ど
もは持つてあるところでございます。

合経済対策の中で今年は取りやめということです。平成四年度は株の上場はあきらめたわけでござりますが、平成五年度になりましたら、市場の条件が許せばできるだけ早く上場をいたしまして、債務の返済に充てたいと考えているところでござります。

の一つという位置づけをしておるわけでございま
す。

○遠藤(和委員) 大蔵省にもう一言言いたいのですけれども、ことしの予算書を見ても、いわゆる隠れ借金というのは隠れてしまつて、予算書の中にはあらわれてこない。これは非常に不明朗な予算

提示していただけないと、一千億が妥当か妥当でないかという答えが出ないので。わかりますか。ぜひこの二十六兆円をどうするか考えてください。

か。ちょっと資料が不足しているのではありますまいか。これは社会保障制度審議会に出した資料です。公的に発表されている資料です。

平成四年度首で二十六・四兆円となつておりますけれども、その償還は国鉄改革の総仕上げといふ意味でも大変重要な問題だと我々は考えております。不動産や株式につきましては、先ほどからいろいろお話をありますように、それをめぐる環境が大変厳しい中でござりますけれども、今全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

はこのくらいにしておきます。清算事業団の皆さ
ん、ありがとうございました。

業団用地等の先行取得をしやすくするための促進策の導入、それから清算事業団用地を地方公共団体等に売却する際の要件の緩和、さらには地価政策との調和を図りつつ、土地を処分するための上限価格つき入札の対象範囲の拡大等を行いまして、関係省庁の協力も得つつ、現在努力をしています。

また、JR株式につきましては、先ほども
ちよつと話がありましたが、本年度は売却が
見送りになりましたけれども、証券市場の動向を
見ながら五年度には売却、上場を行いたいと考え
ております。これらによりまして長期債務をでき
る限り減少させたいというのが我々の考えでござ
いまして、今後とも一層努力をしてまいる所存で
あります。

○遠藤(和)委員 何かよくわからない、声が小さ
きります。

いから。聞いてもわからないというのは困るわけで、こういう法律の関係参考資料というののがぱあっとあるのだけれども、そういう肝心なところが何も書いてないのです。そういう問題がまさに国民から見ると大変关心のあることでございまして、そういう問題についてこういうふうな展望がありますとか、こういうふうにやっていきますと

基礎年金をつくつたり、また今回議論をしていたた
だいている制度間調整等、着々とこの目標に向け
て努力をしてきたつもりでございます。
したがいまして、この一元化の理念のもとにふ

なり公表するなり、こういうことをぜひやるべきだと思いますが、どうですか。

〔委員長退席、山口(俊)委員長代理着席〕
○山口(剛)政府委員 年金改正に当たりましては、先生御指摘のように、できるだけ情報を公開

をして、国民の皆さんとの合意形成に資するといふことは極めて大事なことだというふうに私どもも認識をいたしております。

したかいまして、私どももできるだけそういう資料を公開したいということで、当面、審議会

ものがあるというようなことで結論が出たわけでもございませんし、先ほど来指摘をしておりますようにそれぞれに長短がございます。

したがいまして、私どもは今、年金審議会で国民年金、厚生年金の全体の洗い直しをしておりま
すけれども、その中の一番大きな課題として、一元化問題についても厚生年金、国民年金の立場から言及をしていきたいということで御審議をいた
だいております。この御審議の結論を遅くとも秋
までには出していただきたいということで私どもも

もお願いをしておりますので、現時点では私どもがこういう一元化を念頭に置いているという具体的な案は持ち合わせておりませんけれども、先ほど申し上げました一元化の理念により近い、現実の問題ですから理念どおりにまいらない部分もあるかと思いますけれども、それにより近づくような方向で案をまとめていきたいという気持ちでおります。

○遠藤(和)委員　社会保障制度審議会の数理部会の皆さんのお話では、年金に対するデータが古くて使い物にならない、数理部会が数字がわからなくて出さざるを得ない、こういうことをおしゃつてはいたわけですね。ですから、この年金の一番新しいデータというものをディスクロー・ジャーをするということ是非常に大事なわけですよね。そういう専門部会でさえ新しい資料が入手できない状況の中で、正確な議論ができるはずはないわけでして、年金に関する資料の開示、正直に厚生省は今持っている資料をこの委員会に出す

○山口(傍) 委員長代理 わかりました。追ってまた協議いたしますが、よく承りました。

ら、受給世代と現役の世代とのバランスをとるという努力をあわせてしていかなければならぬ。支給開始年齢の問題は、どちらかといえば現役世代と受給世代のバランスをどうとつていくかという問題であろうかと思ひます。

しかし、本来別のテーマではござりますけれども、今申し上げましたように関連をするテーマでもござりますので、先ほど申し上げましたように、この二つの問題についてはそれぞれ並行して議論を進めていきたいと私どもは思つております。

○遠藤(和)委員 今後の後半の部分の答えがなかつたのだけれども、まあよろしい。

厚生大臣お帰りになりましたから聞きたいのですが、年金生活者が公定歩合が下がっているので大変だというので、先般大蔵大臣に厚生大臣が福社定期預貯金の拡充を申し入れたということを新

いくのでしょうか。それと、一元化になつた場合に各保険者が持つてゐる資産と人ですね、これをどうするのか。そしてまた、それぞれの制度が持つてゐる自助努力というものをどのように担保していくのか、この辺の問題が非常に大事だと思うのですけれども、この辺についてはどういう考え方を持つてゐるのであります。

○山口(剛)政府委員 私どもが今抱えている非常に大きな問題が一元化と支給開始年齢の問題でございますけれども、これは本来テーマとしては別のことだと思います。しかし、支給開始年齢の問題にいたしましても、各制度同時にそういう方向に向けてもし引き上げをするということであれば、行かなければならぬ。また、制度の仕組み方につきましても、公的年金制度全体で整合性があれば、行かなければならぬということです。一元化の問題にも関連はしてくると思いますけれども、別の問題であるとも思つております。

そしてまた、一元化の問題が解決すれば年金制度の問題がほとんど解決をすることではなつて、やはり全体の一元化の問題と、それぞれの制度が抱えている、年金は助け合いの制度ですか

数、人数じやありません、件数五万四千件、それから郵便局は三万五千件、これは大蔵省の調べです。したがつて、合計八万九千件。したがいまして、五百五十万人のうちわざか八万九千件しか使つていません。このPRを厚生省でぜひやるべきだと思うのですよ、実際制度があるのに使われてないのでですから。

そして、これは大蔵省や郵政省もやると言つていますけれども、これは金利を四・一五%に据え置きますと金融機関は損をするわけです。損をすることを自分からPRすることは余りないわけでして、これは厚生省として積極的にPRをすべき、こう思います。郵政省も何か福社団体のところを回つて宣伝しますと言つているんだけれども、これは厚生省がもつと宣伝すべきじやありませんか。

○丹羽国務大臣 聞の報道で知りました。これは実現しますか。
給者の生活が大変深刻になつてくる、こういうよ
うな配慮から二点について申し入れをいたしまし
た。まず第一点は福祉定期の利率、期間の延長で
ございます。それからもう一点は枠の拡大でござ
います。

具体的に申し上げますならば、老齢年金受給者
であつていわゆる所得のない方、まあ平たく申し
上げますと非課税対象者、こういう方に限つて枠
の拡大をお願いしたわけでございます。前段の問題
につきましては、本来は平成五年の八月までで
ございましたけれども、平成六年の二月まで延長
されたわけでございますが、後段については実現
いたしておりません。

〔山口（俊）委員長代理退席、委員長着席〕

○遠藤（和）委員 先ほど山口さん答えていたんでも
すけれども、この福祉定期預貯金制度で、年金局
長ですよ、四百五十万人対象者がいて二十万人
が、と言つていましたけれども、これは数字が違
う。正確に申し上げますと、対象者は五百五十万
人、そのうち民間金融機関に預け入れている牛

ましては、これはもともと郵政省なり各銀行なりが預貯金金利の引き下げに伴つてこういう対応をするということです。一義的には郵政省なり各銀行なりにP.R.をお願いをするということだと思いますが、御指摘のように厚生省を通じて周知に努めてまいりたいと思っております。

○遠藤(和)委員 年金福祉事業団の融資事業ですが、これどもこの平成五年度の予算編成に当たつて、住宅資金ばかりではなくて教育資金や介護資金にも貸し出しができるよう要請しただけれども、これは大蔵省の段階で実現しなかつた。来年度も考えたい、このような意向のようですが、私はこの問題をここでもうと整理してやつた方がいいんじゃないかと思うのですね。教育資金といふのは、何か高校、大学の入学金ばかりでなく学習の費用まで全部対象にするとか、かなり幅が広がつたんですね。こういうのはもう少し整理してやるべきではないのか、ほかにもそういう制度がありますから。

それからもう一つは、二十以上の学生が掛ける

国民年金保険料についてです。これは二十以上になると大学生そのものが被保険者になるのですから、親が借りるのじゃなくてその学生自身が借り

て後で払う、あるいはその間は年金福祉事業団が代替払いをして後で本人が返済をする。こういう

システムの方がより国民皆年金のシステムになじむのではないか、このように考えますけれども、大臣、どうですか。

○丹羽国務大臣 先生御指摘のように、年金福祉

事業団の現在の対象は住宅に限られておるわけでございますが、私どもいたしましては、入学で

あるとか教育的な問題、さらに介護の問題、こういった問題につきまして十分に整理いたしまして、さらに要求を続けていきたい、このように考

えております。

○遠藤(和)委員 それから、これは細かい事務的

なことなんですねけれども、死亡の通知の問題なんです。一般的の国民の皆さんのが役場に死亡通知を出されると、自然年金のそれとの関係者にも通知が行つて自動的に年金はストップするのだ、こと通じて周知に努めてまいりたいと思っております。

○遠藤(和)委員 年金福祉事業団の融資事業ですが、これどもこの平成五年度の予算編成に当たつて、住宅資金ばかりではなくて教育資金や介護資

金にも貸し出しができるよう要請しただけれども、これは大蔵省の段階で実現しなかつた。来

年度も考えたい、このような意向のようですが、私はこの問題をここでもうと整理してやつた方がいいんじゃないかと思うのですね。教育資金といふのは、何か高校、大学の入学金ばかりでなく

学習の費用まで全部対象にするとか、かなり幅が広

がつたんですね。こういうのはもう少し整理してやるべきではないのか、ほかにもそういう制度

がありますから。

それからもう一つは、二十以上の学生が掛ける

国民年金保険料についてです。これは二十以上になると大学生そのものが被保険者になるのですから、親が借りるのじゃなくてその学生自身が借り

て後で払う、あるいはその間は年金福祉事業団が代替払いをして後で本人が返済をする。こういう

システムの方がより国民皆年金のシステムになじむのではないか、このように考えますけれども、大臣、どうですか。

○丹羽国務大臣 先生御指摘のように、年金福祉

事業団の現在の対象は住宅に限られておるわけで

ございますが、私どもいたしましては、入学で

あるとか教育的な問題、さらに介護の問題、こう

いった問題につきまして十分に整理いたしまして、さらに要求を続けていきたい、このように考

えております。

○遠藤(和)委員 それから、これは細かい事務的

なことなんですねけれども、死亡の通知の問題なんです。一般的の国民の皆さんのが役場に死亡通知を出されると、自然年金のそれとの関係者にも通知が行つて自動的に年金はストップするのだ、こと通じて周知に努めてまいりたいと思っております。

○佐藤(隆)政府委員 ただいまの御指摘の戸籍法に基づく死亡届を出せばそれで年金がストップになります。こういうことでござりますが、戸籍法に基づきます死亡届をいわば他の行政制度である年金の届け出に利用しまして、直ちに年金の受給権を差しとめるということになりますと、それぞ異なる行政目的に応じまして別個に運営されているそれぞれの制度でござりますので、行政全般にわたる問題でございまして、慎重な取り扱いが必要であると考えております。

○遠藤(和)委員 最後に、きょうは農水省に来ていただきしておりますので、この質問をさせていただきますて終わりたいと思います。

農業者年金についてですけれども、この農業者年金に婦人の年金権を確立してもらいたいという要請がたくさんあります。この農業者年金がいわゆる経営譲渡年金であって、政策年金であるといふ性格はよくわきまえているのですけれども、実際に農作業をしていらっしゃる御婦人の皆さんにはこの農業者年金に入れない、したがつて年金の給付も受けられないという問題があるわけです。こ

の問題については、衆参の委員会の附帯決議でございましたが、過去何回もこの婦人の年金権を考えましよ

うことを書いているのですけれども、いままだに実現しないのですね。これはぜひ実現するようお願い計らいをお願いしたいと思いますが、どうで

しょう。

○六草説明員 女性の農業者年金への加入の問題でございますが、先生御指摘のとおり、農業就業人口の中に占めます女性の割合は現在で約六割と

いうことでございまして、農業生産の中でも重要な地位を占めているわけでございます。一方、農業者年金への加入状況でございますけれども、平成三年度末で五十三万人でございます。そのうち

加入している女性でござりますけれども、二万二千人ということで、加入者の割合では四%という

ことでございます。これは女性の場合、一般に農家に嫁いできまして農業に専従いたしましても、不動産を自分の名前で取得するような機会が少ないとかいうようなことがあります。

そういう事情が影響しているなどと考えてお

りますが、農業者年金への女性の加入促進につきましては、まず農業者年金そのものが御案内との

おり経営移譲、これは農地の権利を移動させると

いうことでございまして、それによりまして農業

経営の近代化、農地保有の合理化、これを目的と

して実施されているという政策年金でございま

す。また、農業に従事します女性の方々に対しましては、既に国民年金の上乗せ給付を行います全

国農業みどり国民年金基金が平成三年の五月から発足しています。

こういったいろいろな事情も踏まえながら、総合的な観点から検討する必要があるのじゃ

ないか、そういうことが重要であると考えている

次第でございまして、農業者年金制度そのものにつきましては、年金の被保険者数でござりますと

か受給権者数の見通しを踏まえまして、五年ごとに保険料とか給付水準の見直しを行つております。

これが次回は平成七年ということでおございまして、各方面的意見も幅広に聞きながら検討してま

りたいと考えております。

○遠藤(和)委員 厚生大臣、今の農業者年金ですけれども、これについては官房長官も、御婦人と

の対話の中で前向きに検討したいというふうなこ

とを言つていらっしゃるのであります。しかも農業者

年金は厚生省も共管の制度でござりますから、ぜひこの辺の理解をしていただきまして、婦人の年

金権を確立できるようにお取り組みをお願いしたい、こう思います。

○丹羽国務大臣 遠藤委員御指摘の農業者年金につきましては、今後の検討課題として十分に誠意を持って取り組んでいきたいと思っています。

○遠藤(和)委員 終わります。

○浦野委員長 児玉健次君。

○児玉委員 被用者年金制度間の費用負担の調整についての今回の改正案について伺います。午前

中から何回か同様の問題が出てはおりますが、事

柄が重要なので、多少重なることがあるかもしれません

ませんけれども、厚生省の明快な御返事をお願ひ

したい、こつ思います。

まず日本国有鉄道、名前のとおり日本国有鐵

道、戦時輸送の増強という国策のもとに五十八万

人に及ぶ新規採用を行い、戦後も旧滿州鐵道の多

数の労働者を受け入れる、こういった状態を続け

てまいりました。その後一転して臨調答申に基づ

いて大規模な人減らしが行われる。

端的に言いたいのですが、鐵道共済のこの財政

破綻の責任は國と旧國鐵及びJR當局にある、そ

う考えるのですが、いかがですか。

○五味説明員 まず、人員の問題でござります

が、戦後大量採用がございました。私の手元の資

料では、昭和二十二年に六十万人という人數に

至つたのが最大のときだったと思います。その

後昭和二十四年には余剰人員の整理が行われま

して、その時点で四十九万人という体制になつ

た。

このことと現在の鐵道共済年金の財政の困難と

の関係でございますが、鉄道共済年金が発足をい

たしましたのは昭和三十一年七月でございまし

て、昭和三十一年七月の時点では、先ほども

六万人ほどになつております。この状態が昭和

四十年代までずっと続くなっています。

三十一年以前にこういつた大量に採用されました

方の整理は一応終わっております。

こういう方たちのうち恩給の受給権のある方あるいは年金の受給権のある方、こういう方の給付、年金給付、恩給給付に要する費用につきましては、恩給については当然総理府の恩給局でござりますが、鉄道共済年金の收支とは関係がございません。また、年金の受給権のある方につきましては、この部分の負担につきましては、追加費用ということで全額が事業主負担になつております。したがつて、所要給付額に見合つものは追加費用として事業主から鉄道共済に入つてまいりますので、この点も鉄道共済の現在の財政困難との関係ということで申しますならば、直接の関係はないということになります。

ところで、もう一つの御指摘でございますいわゆる臨調答申に基づきます国鉄の民有会社化、こういったことによつて人員整理というお話をございますが、この現在の財政困難の原因というのは、鉄道共済年金問題にこの制度間調整事業を導入いたしました際に有識者を集めて議論をしていただきましたその場におきまして、原因は主に二つあります。一つは組合員の責めには帰し得ない原因であるということをございます。（児玉委員「簡潔に。だれに責任があるのか」と呼ぶ）産業経済構造の変化に伴う要員の減ということ、それからもう一つは運営上の問題があつたということ、この二つであるといふことでござります。

そこで、この部分につきましては、まず当の共済組合の責めに帰し得ない産業経済の変化に対応するようなこういった問題があるといふことから、こういう問題は本来であれば石炭産業であつて、大きな産業のジャンルをカバーする制度があつた部分については、これをその都度是正をしますので、負担の調整をとりあえずする、そして一元化につなげていくことでこういう問題を解決していこう。また、組合の運営の方に問題があつた部分については、これをその都度是正をしますが、こうしたことでございまして、だれの責任と申しますが、これはやはり産業構造の変化に対応

して人員の減をしていく、こういった企業活動と

しては当然の行動が単独で年金制度を運営しておきましたために年金の破綻に結びついた、こういふことだと思います。

○児玉委員 一九八九年の百十六国会で今問題はかなり議論をしまして、今大蔵省の述べたよう

なそういう議論というのは、振り返ってみたらいいですけれども、非常に無責任だと言わなければなりませんね。国の政策に基づいて多くの労働者

を抱えて、そして臨調、行革の答申に基づいて大幅な人減らしを進めていく、そういう中でこの事態が生まれているわけですから、少なくとも国鉄の労働者の責めに帰さないということは余りにも明白です。共済年金の組合の運営というのは労働組合だけでやっているわけじゃないのですから、合意を得て進めているのですから、その点は厳しく指摘をしておきます。

さて、今回の改正案でJR各社の特別負担、清算事業団の特別負担は据え置かれています。八七年度のJR各社の利益はたしか千五百三十八億円だったと記憶しますが、九一年度においては三千六十六億円になつてます。JR各社の特別負担を増額すべきだと思います。今、旧国鉄職員の方々だとJRの現役の労働者、負担の厳しさからいつても、そして前回も議論しましたが、公的年金制度で例のないさかのぼつて不利益を強いられる、こういうことが存在しているわけですから、JR各社の特別負担をこの際増額すべきだと考へます。いかがですか。厚生省の答えを求めます。

○山口(■)政府委員 先生御案内のとおり、この制度は、御紹介をいたしました懇談会の御報告にありますように、自助努力等を前提としながら、各制度が助け合つて、とりあえず国鉄の赤字で年金の支払いが滞るというようなことがないようによつております。しかし、これに保険料を払いたくても払えない人が三〇%を超えている。これに法定免除、申請免除を加えれば四四%となる。そして、岡山市にあって適用漏れ者は一万数千人と予測され、これに保険料を払いたくても払えない人たち、そういう人たちも加算すれば免除者を除いて四〇%以上の市民が未納者として存在しているにようつて、この日本国有鉄道共済の自助努力等につきましては継続をする。そして、その評価につきましては、これは

は氣の毒な面もあるのでもつと縮小すべきではな

いかという御意見があると同時に、各制度もそれぞれ財政的には苦しい状況にあるが、公的年金の一角がそういうことで崩れるということがあつてはならないから助けていこうということで、やつて、その線で合意形成ができた。両者の接点の中で合意ができた。

その自助努力等の規模が千八百五十億円、JR各社の特別負担は一応従来どおりの二百二十億円であります。少なくともここ五年、六年はこういう数字でみんな協力しようではないかということでお接点ができたというふうに私どもも理解をしておりますので、この二年間各制度が協調をしていくという今回お願いをいたしております法案の成立にぜひ御理解をいただきたいと思います。

○児玉委員 一九八九年のときもかなり議論をしましたが、国とJRの責任で行うべき鉄道共済の財政維持、それを旧国鉄労働者、JR労働者そして今ちょっとお話をあつたけれども、多数の労働国民に転嫁したものとして私たち日本共産党は反対いたしました。この法案に反対したのは法律の内容、仕組み、本質において変わりがありますから、私たちは賛成できないということを明確に述べておきます。

さて、この機会に年金制度について若干のことをお聞きしておきたい、こう思っています。岡山市の職員組合の調査、これは一九九〇年十月に公刊されたものですが、その調査によれば、岡山市で保険料を払うべき人であつて完全に払っていない人が三〇%を超えている。これに法定免

除、申請免除を加えれば四四%となる。そして、岡山市にあって適用漏れ者は一万五千人と予測され、これに保険料を払いたくても払えない人が三〇%を超えている。これに法定免除、申請免除を加えれば免除者を除いて四〇%以上の市民が未納者として存在しているにようつて、この日本国有鉄道共済の自助努力等につきましては継続をする。そして、その評価につきましては、これは

○佐藤(隨)政府委員 適用漏れ者の数についての御質問でございますが、国民年金の未加入者につ

きましては、特に人口が多くて転入転出の激しい都市部において把握することが困難でございまして、その正確な数字は把握していないところでございます。なお一層の適用対策の強化を図つてまいりたいと思っております。

○児玉委員 部長、正確な数字を把握していない上に、人口の移動が激しいあるいは転入転出、そういうこと等いろいろございまして、非常に重要な要素となるのですから、的確な調査を行つべきだと思いますが、いかがですか。

○佐藤(隆)政府委員 未加入者の把握でございまして、この適用事務につきましては各市町村で行つていただいております。各市町村の住民基本台帳なりの公簿などの突合によりまして、推計をするというようなことで未加入者の把握と

いうことをやつておりますが、これも先ほど申し上げましたように、人口の移動が激しいあるいは転入転出、そういうこと等いろいろございまして、ざつと平成三年度にそういう形で把握いたしましたが、それでも約百三十万人程度がまだ適用され残つたいわゆる未適用者、このようには一応考

えておられます。いかがですか。厚生省の答えを求めておきます。

○児玉委員 百三十万人という人数が今出されましたが、的確な調査を速やかにやるよう求めたいと思います。

次に、公務員の場合、これは何も公務員とは限らないのですが、御主人が退職され、その奥さんが相当な比率で第三号被保険者の手続をしていないという指摘もあります。一号、二号、三号被保険者の記録を統一的に管理する体制をつくつて、資格記録の変動等を一つの届け出で正確に掌

握できるようにする必要があると私は考えます。これは何もないわゆる年金番号制だと背番号制のことを言つてゐるのではないので、今日の発達したデータ管理の仕組みを十分に駆使すれば可能だと思います。いかがですか。

○佐藤(隆)政府委員 ただいま御指摘のとおり、現在の年金制度の運営につきましては、制度加入等の手続につきましては加入者に届け出を課しておられまして、届け出がございませんと保険者サイドで情報を把握することができない、こういう仕組みとなっておりますし、また、それぞれの制度ごとに加入者に番号を付しまして記録管理を行つておるということでございます。

今御指摘のような加入者に対するサービスと申しますか、そういうサービスの向上を図るために年金現業業務の一元化の重要な要素でもござります年金番号の一本化を図ることといたしまして、全制度共通の基礎年金番号を設定いたしまして、それをキーといたしまして各制度間で情報を交換する、そういう体制を整備する必要があると考えております。現在その検討を進めているところでございます。

○児玉委員 社会保険審査会は、二十歳前に障害を受けて厚生年金加入六ヶ月未満の障害者に対して、国民年金を適用するという判断を示されました。なぜ厚生年金を適用しなかったのか、簡潔に答えていただきたいのです。

○山口(剛)政府委員 このケースにつきましては、厚生年金については加入以後六ヶ月以上加入期間がないと障害年金は支給しない、前の古い制度でそうなつておったわけで、厚生年金からは年金は支給されない。しかし、そのケースについて、二十歳前の方でございますので障害福祉年金が出る可能性はないのか。それについては、法的には障害福祉年金は被用者年金の被保険者については支給しない、ほかの年金をもらつてゐる人とか被保険者には支給をしない、法律上そういうふうになつてゐるわけです。

このケースについてもその条文に該当をして、

私どもは障害福祉年金は支給しないという決定をいたしたわけですが、審査会におきまして、この法律の被用者年金の被保険者に支給をしないといふ趣旨は、被用者年金の被保険者であればその制度でちゃんとカバーされるだろうから、それで支

給しない、そういう制度じゃないか、今回のケー スのように支給されないことがはつきりしま す。その後、障害が重くなつたり別の障害が生ずる、こういう場合に年金を受給できない。この点についても改善の道を開くべきではないでしょうか。

○児玉委員 今の御答弁との関係なんですが、二十歳を過ぎて厚生年金加入六ヶ月未満の障害者の救済も、そのこととも関連して今考えるべきじゃないでしょうか。いかがですか。

○山口(剛)政府委員 今回のケースは、具体的なケースについて条文等を適用して、このケースについてはそういう解釈をするのが適当だろうとい

う御判断でございますので、私どもはとりあえずこのケースについてはその裁決に従うということにしております。

○児玉委員 これは検討題にしていただきたい

と私は思うのです。学生の年金の加入の問題も大

きなかがわりがあるので、私たちは学生の年

金への強制加入の問題は、本来法的免除の措置を講すべきだと考えております。在校時未納期間が二年あると、卒業後厚生年金に入つても四年間は障害がたとえ発生したとしても年金をもらえない

いわゆる三分の二条項の問題ですね、これも私は

だいたいと思うのですが、いかがですか。

○児玉委員 最後に、一九九〇年に社会保険

は、都道府県、市町村の協力を得て国民年金被保

険者実態調査を行われたと伺つております。集計

は終わつたでしょうか。これはぜひ公表していただきたい

だいたいと思うのですが、いかがですか。

○佐藤(隆)政府委員 御質問の平成一年度に行いました国民年金被保険者実態調査でございますが、これは集計を終わつております。ただ、この

調査は、国民年金の第一号被保険者の実態を把握いたしまして、国民年金制度を適切に運営していくための参考となる内部資料を得るために企画さ

れたものでございまして、この調査は総務省の承認をとりました承認統計でございますが、この調査は非公表を前提といたしまして承認を受けてお

りますので、公表は差し控えたいと考えております。

○児玉委員 年金についての国民の理解を得たい

という先ほどの御答弁もありますから、公表につ

いて検討することをさらに求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○浦野委員長 柳田稔君。

なお、先生御指摘のようなケースが出てくる場

合がございます。今後の検討課題として、なるべ

くそんなケースが起こらないようになります。

もまた一つの方向だと思いますので、勉強させて

いただきます。

○柳田委員 今回の中身、読ませていた

だきました。制度調整事業、平成一年度から六

年度までの五年間の措置、当初三年間で実施し

残つた平成五年度、六年度、この間にについても制

度調整をしようという案でございます。

○柳田委員 ことしこの法案が通らなければ、一

年間で二千八百二十億円赤字だということでございました。これを単純計算してすけれども、二

十一年間続くとということを考えますと、約六兆円ぐ

らいの赤字が出てしまう。この制度をずっと続け

るといふと、

将来の見通しについてでありますけれども、厚

生年金等は今後三十年先の財政見通し、それなり

のものを立てているというふうに思つのですが、

この鉄道共済の今後の見通しはどうに考えて

いらっしゃるのか、教えていただきたいと思いま

す。

○五味説明員 まず、平成五年度、六年度に関し

ましては、特段の自助努力なり制度間調整事業も

行われませんと、年平均で二千八百二十億円の赤

字が生ずるであろうと見込まれますが、今回のこ

の法律案が成立をいたしまして、制度間調整の継

続、さらに自助努力の継続ということが行われま

すと、若干の赤字は出るかもしれませんけれども、ほぼ収支は均衡するであろうと考えております。

また、平成七年度以降の財政の見通しでござ

ますが、これは平成六年の財政再計算時に作成す

ることになりますけれども、懇談会の御報告でも

この法律案が成立をいたしまして、制度間調整の継

続、さらに自助努力の継続ということが行われま

す。

また、平成七年度以降の財政の見通しでござ

いますが、これは平成六年の財政再計算時に作成す

ることになりますけれども、懇談会の御報告でも

この法律案が成立をいたしまして、制度間調整の継

続、さらに自助努力の継続ということが行われま

す。

また、平成七年度以降の財政の見通しでござ

りますが、これは平成六年の財政再計算時に作成す

ることになりますけれども、懇談会の御報告でも

この法律案が成立をいたしまして、制度間調整の継

続、さらに自助努力の継続ということが行われま

す。

また、平成七年度以降の財政の見通しでござ

りますが、これは平成六年の財政再計算時に作成す

ることになりますけれども、懇談会の御報告でも

この法律案が成立をいたしまして、制度間調整の継

続、さらに自助努力の継続ということが行われま

す。

ていくということを考えれば、簡単に計算しますと二十年間で六兆円、ほかの制度がかぶらなければならぬという感じにもなるのです。

な課題を抱えながら平成七年度の公的年金一元化問題を迎える、給付と負担の公平化を図っていく。十
二月三十日付の厚生省としてはこの辺の矛盾を含みながらの一元化、どのように公平化を図っていく所存なのか
お聞かせ頂いたいと思います。

○五味説明員 日本たばこ共済組合につきましては、制度調整あるいは自助努力というものを講じませんと、平成二年から六年の五年間の平均で毎年二百十億円の赤字が想定されております。これにつきましては、自助努力で百七十億円、制度開発で四十億円、こういった対策が講じられておりま

○浦野委員長 以上で質疑は終局いたしました。
せひともこの委員会がいろいろな議論ができる
ように御尽力をお願い申し上げまして、質問を終
わらせていただきます。
ありがとうございました。

のでありますけれども、厚生年金ほかこの補助といいますか、お金を出している立場からいふと、一元化も大きな問題だけれども、二十年間で六兆円も金を出すのはこまつたものじゃないという旨

○山口(剛)政府委員 先ほど来申し上げております
すように、日本鉄道共済の問題も含めまして、公
的年金制度全体としての長期的な安定を確保して
いかなければ、かな、そしから先生仰市議の合意

貯蓄率は、四〇歳で二・一%、六十歳で三・六%と年々高まっています。年金給付に支障が生じないということがあります。

○浦野委員長 この際、日本共産党から討論の由
し出がありますが、理事会の協議により、御遠慮願
うことにいたしましたので、そのように御了承
願へ、直ちに採決に入ります。

も大変聞かれるわけなんです。先々のことを質問するのは大変恐縮かもわかりませんけれども、もしくは一元化が成った場合の後も自助努力、さらなる自助努力、これは続けていくべきではないかと私は考えておるのですが、大蔵省としてはどのようない脚筋をも持たないでしょうか。

と負担の両面にわたってできるだけ公平な制度にしていく。それから受給者にとりましてもサービスの向上が図れる、業務の効率化が図られる、そういう制度を目指しまして、これは大麥御議論がござりますよう難しい問題を含んでおりますけれども、そちら、うつかり二回づつ、年次工事など

金につきましては職域年金部分を廃止をする、また同じく新規裁定年金につきましてのみなし前額保障は適用しない、それから既裁定の年金につきましては職域部分のスライドを停止する、さらには六十歳未満の退職年金支給の新規発生は原則として停止する、こうしたことなどを合せめて見直し

内閣提出、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○五味説明員 先ほど来お話に出ておりますように、この制度調整事業実施の前提が鉄道共済年金の自助努力でございます。したがいまして、現行と同水準で平成五、六年度についてはこれを継続することになりますけれども、七五年から続けることになります。

れとも、そういう目標に向かって、平成十年をも
面目途にして、鋭意検討を進めさせていただきたい
と思つております。

しを行つております。この効果が約三十億円。
それから、保険料の引き上げを行つております
で、これは国家公務員共済と同じ幅で引き上げて
おります。その結果、国家公務員共済よりも高い
保険料率にて保険料を徴収する事と並んで、

○浦野委員長　この際、本案に対し、栗屋敏信君より
外三名から、自由民主党、日本社会党、護憲民主党の
連合、六月二日提出を議すが如き以上の御氏の御見解
とおり可決すべきものと決しました。

結することにいたしました。それで、それを、先ほどのことにつきましては、この制度間調整事業 자체、公的年金一元化までの当面の措置という位置づけでございますので、自助努力と現在呼んでおりますこういったものの今後の取り扱いは、平成七年を目途にされております公的年金一元化の検討の中で検討をしていくということでございます。

○柳田委員 平成七年度に議論ということでありますけれども、ざっと見て二十年間で六兆円ほのかの制度が負担する。正直言つてたまたものじやないというのが、厚生年金とかいろいろなほかのグループに入つておる皆さんの中になるのではないかなという気がするのです。

私もきのう一般質疑の中で申し述べましたけれどあります。時局に芽を出しているか。というのもよくわかるつもりであります。

ども、この厚生委員会としてもやはり議論をするべきだ。データをもらいながら、いろいろな資料をもらひながら、どういうふうな方向へ向かつた方がいいのか議論をすべきではないかということとて質問させていただいたわけありますが、先ほど公明党の遠藤先生からも御提案がありました。杜会党さんも同じような御発言の向きがあつたかのように聞いておりますので、できればこの厚生委員会としても、自民党さんも御理解を賜りまして、私の方からも一緒になつていろいろなことを

議論できる場をつくっていただきたいと思います。
もう一つですけれども、たばこ共済、こちらの方も大分赤字だというふうに聞いております。たばこ共済の方の自助努力はどうなっているか、お聞かせ願いたいと思います。

三・二七%の保険料率を一七・〇七%に、労使折半になりますが、引き上げております。この効果は約五十億円程度かと思われます。

それから、J.T.、日本たばこ産業株式会社特別負担七十二億円を毎年いたくことにしております。これは、たばこ共済年金の一方の当事者でございます会社に保険料負担とは別に特別の負担を求めるものでござります。その他、こういった対策を講じると積立金水準等が維持されます関係で、運用収入など約二十億円ほど余分に出てまいります。これも充當する、こういう形になっております。

○柳田委員 私も国会議員になりましたてまだ三年しかたっていないのですけれども、年金のこと勉強しますと、大変なことだな、このままやつていつて果たしてどうなるのだろうかという気もいたします。我々としても精いっぱいの努力をいたしました。

連合・公明党・国民会議及び民政党的四派共同機案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。網岡雄君。

○網岡委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党・国民会議及び民政党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま

す。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 日本鉄道共済年金の自助努力等について
は、次期財政再計算、公的年金一元化の検討の際に、その見直しを検討すること。

二 平成七年を目途としている公的年金一元化

連合、公明党・国民会議及び民政党的四派共同協案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。網岡雄君。

○網岡委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党・国民会議及び民政党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げま

連合、公明党・国民会議及び民政党的四派共同協議に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。網岡雄君。

○網岡委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党・国民会議及び民政党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げま

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。
一 日本鉄道共済年金の自助努力等については、次期財政再計算、公的年金一元化の検討の際に、その見直しを検討すること。
二 平成七年を目途としている公的年金一元化

の全体像を可及的速やかに明らかにするよう、

精力的に検討を進めること。

その際、被用者年

金各制度の関係者及び学識経験者から構成され

る審議の場を設けること。

三年金制度に関する国民の理解を得るために、

年金制度の現状と将来展望について的確な情報

を広く公開すること。このため、年金財政に関

する報告書の作成等を検討すること。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりまし

た。

採決いたします。

栗屋敏信君外三名提出の動議に賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立多数。よって、本動議のとお

り本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、丹羽厚生大臣から発言を求められてお

りますので、これを許します。丹羽厚生大臣。

○丹羽国務大臣 ただいま御決議になられました

附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重い

たしまして、努力いたす所存でございます。

○浦野委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会

報告書の作成につきましては、委員長に御一任願

いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浦野委員長 内閣提出、国民健康保険法の一部
を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取
いたします。丹羽厚生大臣。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○丹羽国務大臣 ただいま議題となりました国民

健康保険法の一部を改正する法律案につきまし

て、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し

上げます。

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険体制

の基盤をなす制度として重要な役割を果たしております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりまし

た。

採決いたします。

栗屋敏信君外三名提出の動議に賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立多数。よって、本動議のとお

り本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、丹羽厚生大臣から発言を求められてお

りますので、これを許します。丹羽厚生大臣。

○丹羽国務大臣 ただいま御決議になられました

附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重い

たしまして、努力いたす所存でございます。

○浦野委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会

報告書の作成につきましては、委員長に御一任願

いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

額につきましては、その全額について、所要の地

方財政措置を講ずることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、本年四月一日

としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容

の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あ

らんことをお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりまし

た。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

1 この法律は、平成五年四月一日から施行す

る。

2 平成四年度以前の年度の国民健康保険法第七十二条の二第二項の規定による國の負担につい

ては、なお從前の例による。

理 由

国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び一

般被保険者の負担の公平等を図るため、平成五年

度及び平成六年度における措置として、市町村が

国民健康保険の財政の安定化等に資するよう行う

健康保険に関する特別会計への繰入れ並びに

国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の

財政の基盤の安定のための措置に係る國の負担の

変更について定める必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

12 市町村は、その行う国民健康保険の財政の安

定化及び一般被保険者に係る保険料(地方税法

の規定による国民健康保険税を含む。以下この

項において同じ)の負担の公平並びに市町村間

における一般被保険者に係る保険料の負担の平

均化に資するため、平成五年度及び平成六年度

において、第七十二条の二第一項に規定するも

のほか、一般会計から、所得の少ない一般被

保険者の割合が大きいことその他の保険者たる

市町村の責めに帰することができない理由によ

り国民健康保険の財政が受けける影響を勘案して

算定した額を国民健康保険に関する特別会計に

繰り入れることができる。

13 平成五年度及び平成六年度における第七十二

条の二第二項の規定による國の負担について

は、同項中「繰入金の二分の一に相当する額」

とあるのは「繰入金のうち、政令で定める基準

により算定した額」とする。

附 則

平成五年三月十二日印刷

平成五年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇